

# 労働福祉等実態調査結果

(平成24年6月調査)

大分県商工労働部労政福祉課

## (目次)

調査の説明	2
調査結果	3
1 雇用状況	
(1) 雇用形態別労働者数	3
(2) パートタイム労働者、派遣労働者及び業務委託等労働者の雇用事業所割合	4
(3) 女性労働者の就業状況	5
(4) 労働組合、就業規則	6
2 労働時間	
(1) 1週間の所定労働時間	6
(2) 年間の労働時間	7
3 休日休暇制度	
(1) 週休制	9
(2) 特別休暇	10
(3) 年次有給休暇	12
(4) 時間単位年休制度	12
4 育児・介護休業制度	
(1) 育児休業制度	13
(2) 介護休業制度	16
(3) 育児・介護を支援する制度	17
5 パートタイム労働者	
(1) パートタイム労働者の平均時間給	19
(2) パートタイム労働者の雇用理由	19
(3) パートタイム労働者の主な仕事内容	20
(4) パートタイム労働者への労働条件の明示方法	20
(5) パートタイム労働者の就業規則	21
(6) パートタイム労働者の雇用期間	21
(7) パートタイム労働者の1日の所定労働時間	22
(8) パートタイム労働者の1週間の勤務日数	22
(9) パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の整備状況	22
(10) パートタイム労働者の処遇	23
6 派遣労働者	
(1) 派遣料平均単価(1時間当たり)	24
(2) 今後の派遣労働者の受け入れ予定	24
7 正社員への登用制度	25
8 その他	25

# 調査の説明

## 1 調査の目的

この調査は、県内の民間事業所における労働条件や労働福祉等について、その実態と動向を把握し、今後の労働施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査期日

平成24年6月30日

## 3 調査対象

日本標準産業分類に基づく15大産業〔建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）〕に属する県内の事業所から産業、規模別に一定の方法により抽出した1,000事業所

## 4 調査項目

- (1) 基本調査項目 事業所の現況、休日休暇制度、育児・介護休業制度、派遣労働者及び正社員への登用制度
- (2) 特定調査項目 パートタイム労働者

## 5 調査の方法

「労働福祉等実態調査票」を郵送して、自計式により記入のうえ返送を依頼し、集計を行った。

## 6 調査票の回収結果

調査対象事業所数 1,000事業所 有効回答事業所数 802事業所 有効回答率80.2%

## 7 主な用語の定義

- (1) 「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する者。
  - ① 期間を定めずに雇われている者
  - ② 1か月を超える期間を定めて雇われている者
  - ③ 臨時又は日雇労働者で過去2か月にそれぞれ18日以上雇用された者
- (2) 「パートタイム労働者」とは、次のいずれかに該当する者。
  - ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
  - ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週間の所定労働日数が一般労働者より短い者
- (3) 「臨時・日雇労働者」とは、臨時又は日々の雇用契約で雇用されている者。
- (4) 「派遣労働者」とは、派遣労働契約により、派遣元会社から派遣されている者
- (5) 「業務委託等労働者」とは、請負契約や業務委託契約により、別の会社から派遣されている者

## 8 調査結果利用上の注意

- (1) この調査は、産業、規模別に一定の方法による抽出調査のため、回答事業所が過去の年度の事業所とは一致していない。したがって、この調査結果を他の調査結果や、時系列比較をする場合には注意を要する。前回調査時点の数字を記載しているが、参考までに留めること。
- (2) 集計標本数が少ない場合は、数値の変動が大きいので、注意が必要である。
- (3) 構成比は四捨五入（小数点第2位）しているため、その合計が100.0にならない場合がある。また「複数回答」の場合、構成比の合計は100.0を超えることがある。

# 調査結果

## 1 雇用状況

### (1) 雇用形態別労働者数

回答があった事業所の全労働者は93,542人で、うち男性は53,154人、女性は40,388人で、男女比は、男性56.8%、女性43.2%である。(表1-(1)-1、表1-(1)-2、表1-(1)-3、図1-(1)-1、図1-(1)-2参照)

全労働者の雇用形態をみると、「常用労働者」が73.4%で、その内訳は「期間を定めて雇われている労働者(正社員)」64.7%、「期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)」8.7%となっている。「常用労働者以外の労働者」は26.6%で、その内訳は「パートタイム労働者」18.3%、「業務委託等労働者」4.4%、「派遣労働者」2.8%、「臨時・日雇労働者」1.2%となっている。(表1-(1)-1参照)

男女別に雇用形態をみると、男性は「常用労働者」が87.3%、「常用労働者以外の労働者」が12.7%となっており、女性は「常用労働者」が55.2%、「常用労働者以外の労働者」が44.8%となっている。

産業別に「常用労働者以外の労働者」の割合をみると、「卸売業、小売業」が49.3%と最も高く、「電気・ガス・熱供給・水道業」が6.9%と最も低くなっている。(図1-(1)-3参照)

表1-(1)-1 雇用形態別労働者数割合1(全体)

単位:人(%)

	回答事業所の全労働者	常用労働者			常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
		常労働者	期間を定めて雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)					
H24調査計	93,542 (100.0) 【100.0】	68,679 (73.4) <100.0>	60,526 (64.7) <88.1>	8,153 (8.7) <11.9>	24,863 (26.6) <<100.0>>	17,115 (18.3) <<68.8>>	1,087 (1.2) <<4.4>>	2,585 (2.8) <<10.4>>	4,076 (4.4) <<16.4>>
H23調査計	95,807 (100.0) 【100.0】	71,523 (74.7) <100.0>	62,368 (65.1) <87.2>	9,155 (9.6) <12.8>	24,284 (25.3) <<100.0>>	16,616 (17.3) <<68.4>>	1,597 (1.7) <<6.6>>	2,146 (2.2) <<8.8>>	3,925 (4.1) <<16.2>>

(注) < >内は常用労働者の労働者の内訳、<< >>内は常用労働者以外の労働者の内訳、【 】は男女の内訳

表1-(1)-2 雇用形態別労働者数割合2(男)

単位:人(%)

	回答事業所の全労働者	常用労働者			常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
		常労働者	期間を定めて雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)					
H24調査計	53,154 (100.0) 【56.8】	46,380 (87.3) <100.0>	42,007 (79.0) <90.6>	4,373 (8.2) <9.4>	6,774 (12.7) <<100.0>>	2,600 (4.9) <<38.4>>	661 (1.2) <<9.8>>	1,463 (2.8) <<21.6>>	2,050 (3.9) <<30.3>>
H23調査計	55,406 (100.0) 【57.8】	48,951 (88.3) <100.0>	43,829 (79.1) <89.5>	5,122 (9.2) <10.5>	6,455 (11.7) <<100.0>>	2,409 (4.3) <<37.3>>	931 (1.7) <<14.4>>	1,059 (1.9) <<16.4>>	2,056 (3.7) <<31.9>>

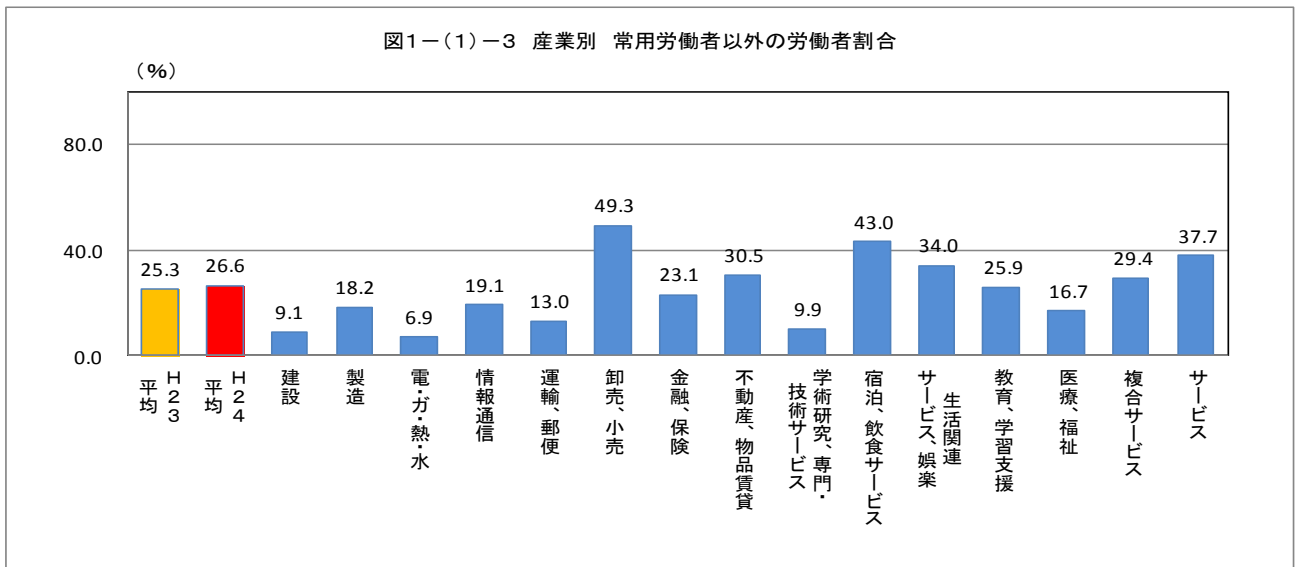
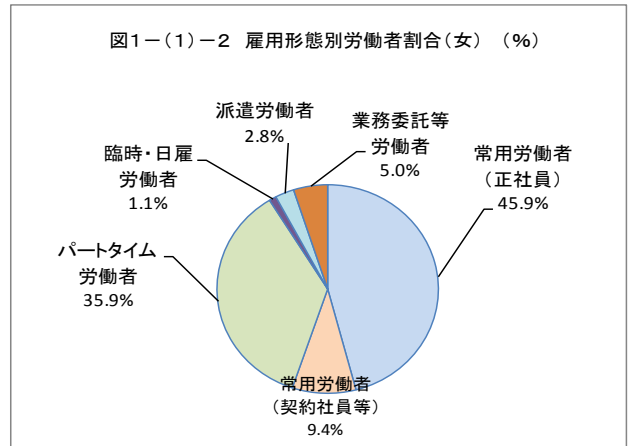
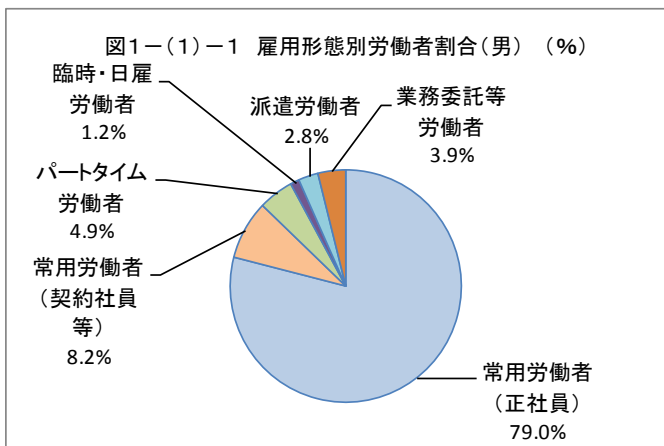
(注) < >内は常用労働者の労働者の内訳、<< >>内は常用労働者以外の労働者の内訳、【 】は男女の内訳

表1-(1)-3 雇用形態別労働者数割合3(女)

単位:人(%)

	回答事業所の全労働者	常用労働者			常用労働者以外の労働者	パートタイム労働者	臨時・日雇労働者	派遣労働者	業務委託等労働者
		常労働者	期間を定めて雇われている労働者(正社員)	期間を定めて雇われている労働者(契約社員等)					
H24調査計	40,388 (100.0) 【43.2】	22,299 (55.2) <100.0>	18,519 (45.9) <83.0>	3,780 (9.4) <17.0>	18,089 (44.8) <<100.0>>	14,515 (35.9) <<80.2>>	426 (1.1) <<2.4>>	1,122 (2.8) <<6.2>>	2,026 (5.0) <<11.2>>
H23調査計	40,401 (100.0) 【42.2】	22,572 (55.9) <100.0>	18,539 (45.9) <82.1>	4,033 (10.0) <17.9>	17,829 (44.1) <<100.0>>	14,207 (35.2) <<79.7>>	666 (1.6) <<3.7>>	1,087 (2.7) <<6.1>>	1,869 (4.6) <<10.5>>

(注) < >内は常用労働者の労働者の内訳、<< >>内は常用労働者以外の労働者の内訳、【 】は男女の内訳



## (2) パートタイム労働者、派遣労働者及び業務委託等労働者の雇用事業所割合

「パートタイム労働者を雇用している事業所」は56.6% (前年56.9%) で、前年調査より0.3ポイント減少している。(図1-(2)-1 参照)

産業別にみると、「医療、福祉」が93.8%と最も高く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」87.2%となっている。

一方、最も低いのは、「学術研究、専門・技術サービス業」20.0%となっている。(図1-(2)-2 参照)

「派遣労働者及び業務委託等労働者を雇用している事業所」は21.3% (前年22.7%) で、前年調査より1.4ポイント減少している。(図1-(2)-1 参照)

産業別にみると、「情報通信業」が52.9%と最も高く、次いで「金融業、保険業」40.9%となっている。

一方、最も低いのは、「建設業」9.1%となっている。(図1-(2)-3 参照)

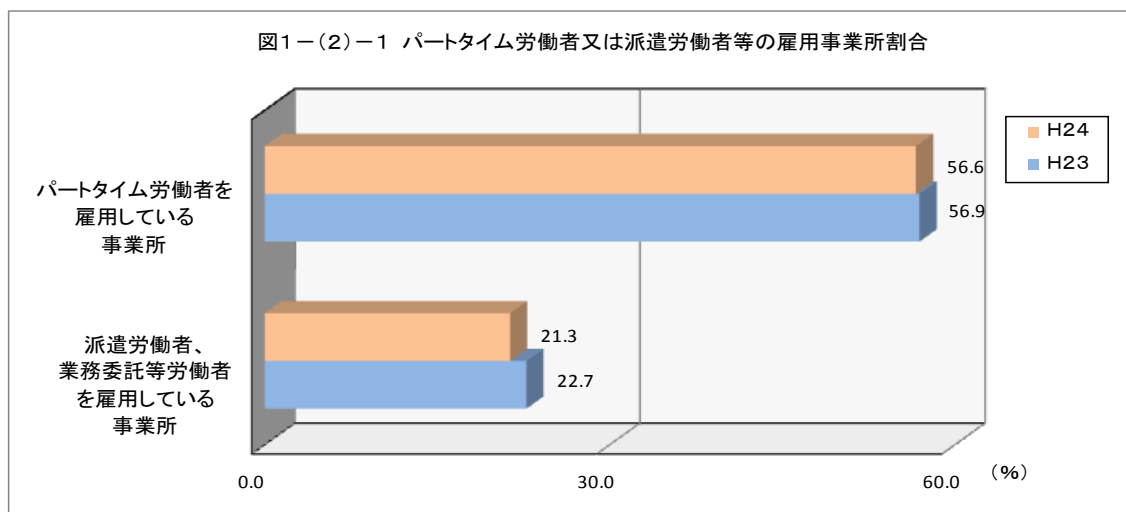


図1-(2)-2 産業別 パートタイム労働者の雇用事業所割合

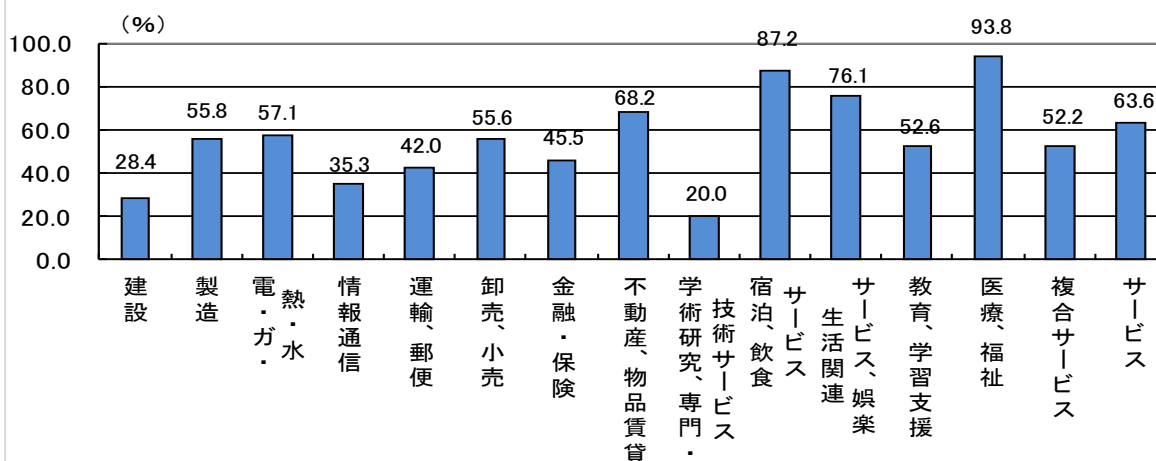
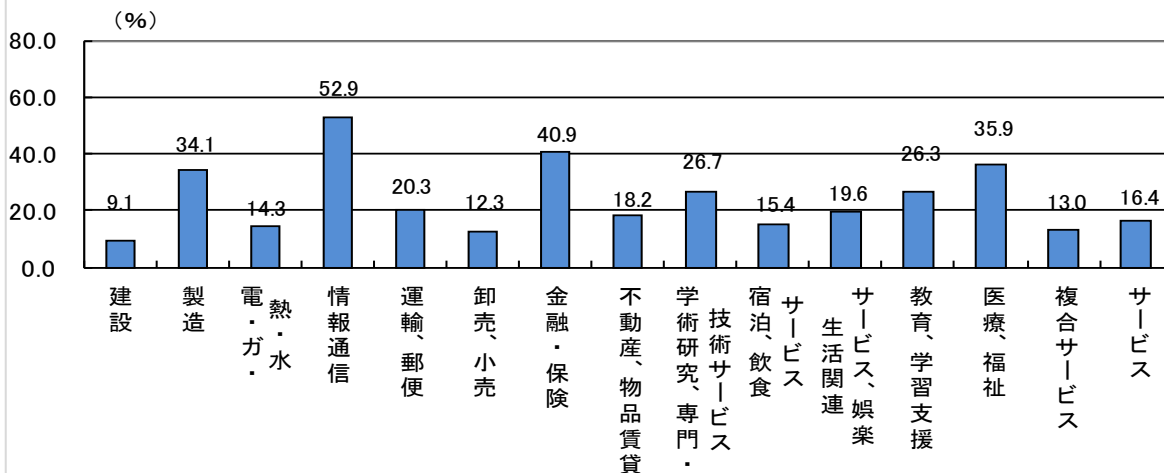


図1-(2)-3 産業別 派遣労働者、業務委託等労働者の雇用事業所割合

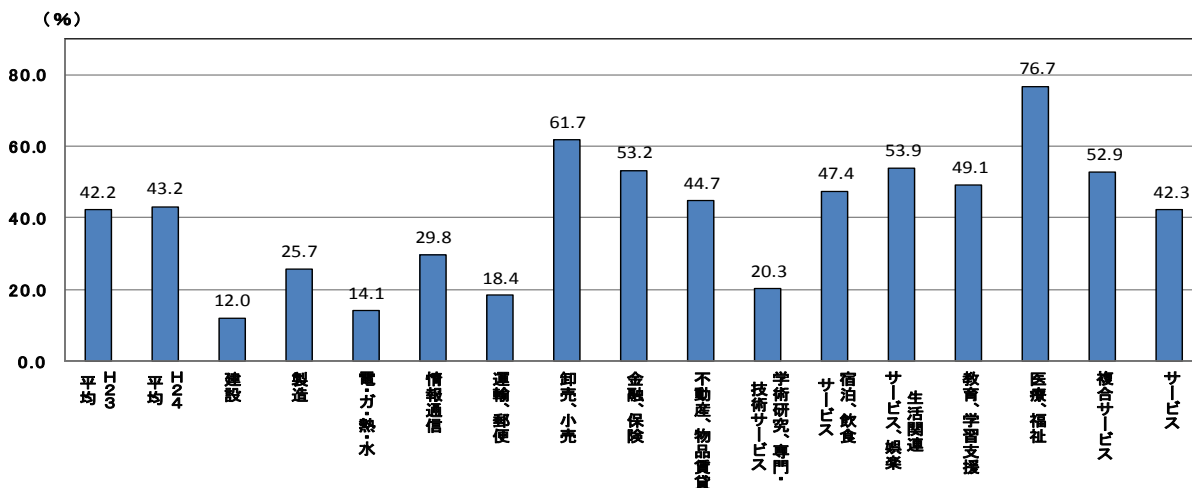


### (3) 女性労働者の就業状況

#### ① 全女性労働者

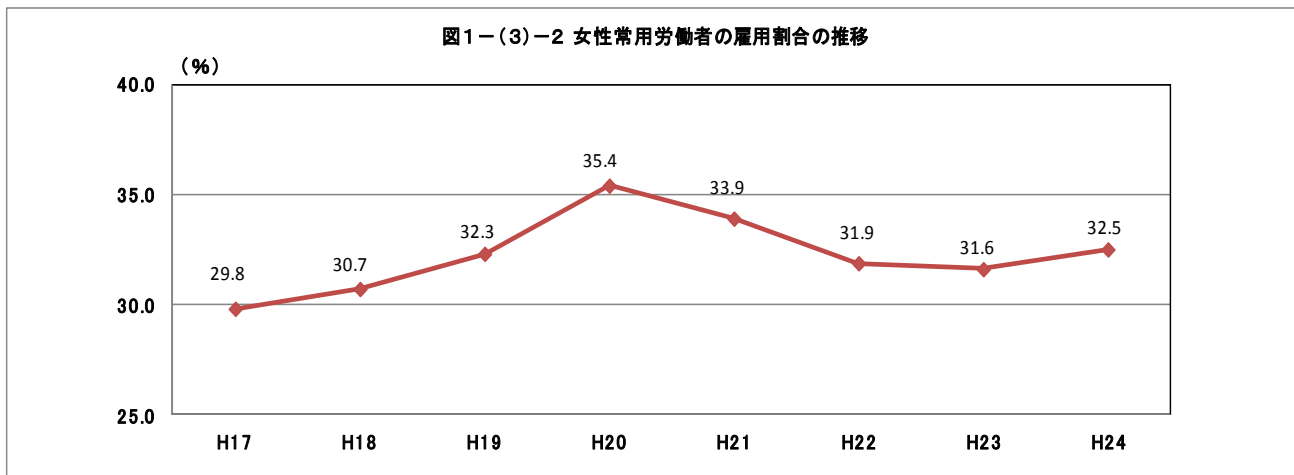
全労働者に占める「女性労働者の割合」は43.2%で、前年調査より1.0ポイント増加している。産業別にみると、「医療、福祉」が76.7%と最も高く、次いで「卸売業、小売業」61.7%となっている。一方、最も低いのは「建設業」12.0%となっている。

図1-(3)-① 女性労働者の雇用割合



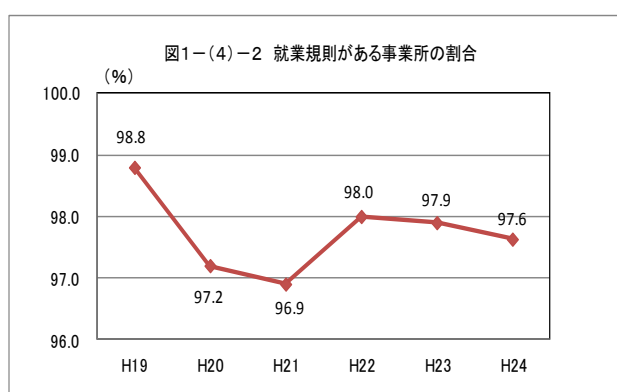
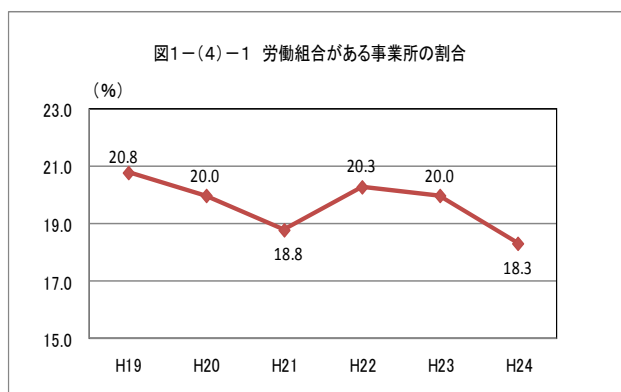
## ② 常用女性労働者

全常用労働者に占める「女性常用労働者」割合は32.5%で、前年調査より0.9ポイント増加している。



## (4) 労働組合、就業規則

労働組合がある事業所、就業規則がある事業所の割合は、平成19年以降下図のとおり推移している。



## 2 労働時間

### (1) 1週間の所定労働時間

1週間の所定労働時間の事業所平均は39時間42分で、前年調査と変わっていない。

1週間の所定労働時間の事業所割合は、40時間以下の事業所は93.9%で、前年調査より1.7ポイント減少している。(表2-(1)参照)

産業別にみると、「金融業、保険業」が38時間00分と最も短く、逆に「卸売業、小売業」が40時間07分と最も長く、その差は2時間7分となっている。(図4-(1)参照)

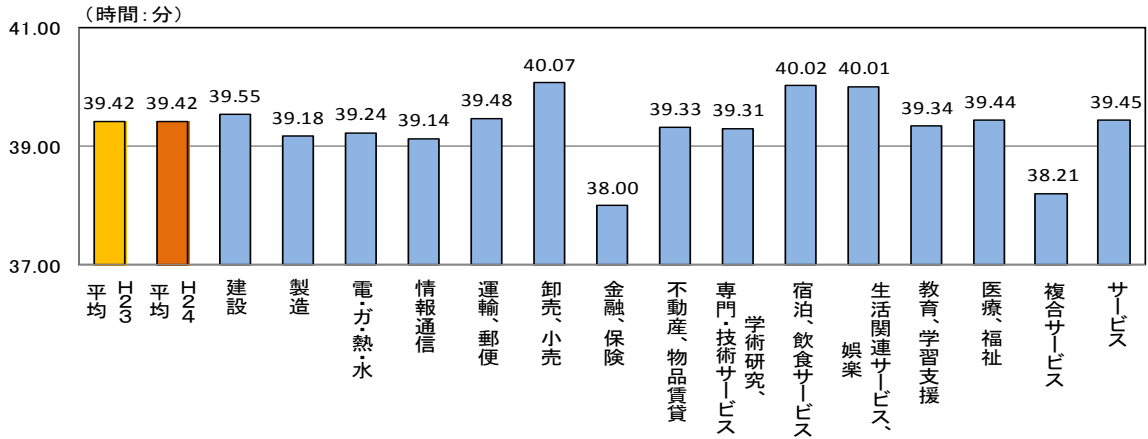
表2-(1) 常用労働者1人当たりの1週間の所定労働時間(事業所割合)

単位:事業所(%) 単位:時間

	有効回答事業所	時間内訳						平均時間(時間:分)
		40:00未満	40:00	40:01~42:00	42:01~44:00	44:01~46:00	46:01~	
H24調査計	802 (100.0)	210 (26.2)	543 (67.7)	6 (0.7)	16 (2.0)	25 (3.1)	2 (0.2)	39:42
H23調査計	796 (100.0)	211 (26.5)	550 (69.1)	0 (0.0)	7 (0.9)	25 (3.1)	3 (0.4)	39:42

(注) 常用労働者1人当たりの母数は、正社員のみである。

図2-(1) 産業別 1週間の所定労働時間



## (2) 年間の労働時間

### ① 総実労働時間

1年間の総実労働時間の事業所平均は2,148時間で、前年調査より17時間増加している。(表2-(2)-①参照)

産業別にみると、「複合サービス事業」が1,987時間と最も短く、次いで「金融業、保険業」1,988時間の順で、逆に「運輸業、郵便業」が2,311時間と最も長く、業種間で324時間の較差となっている。

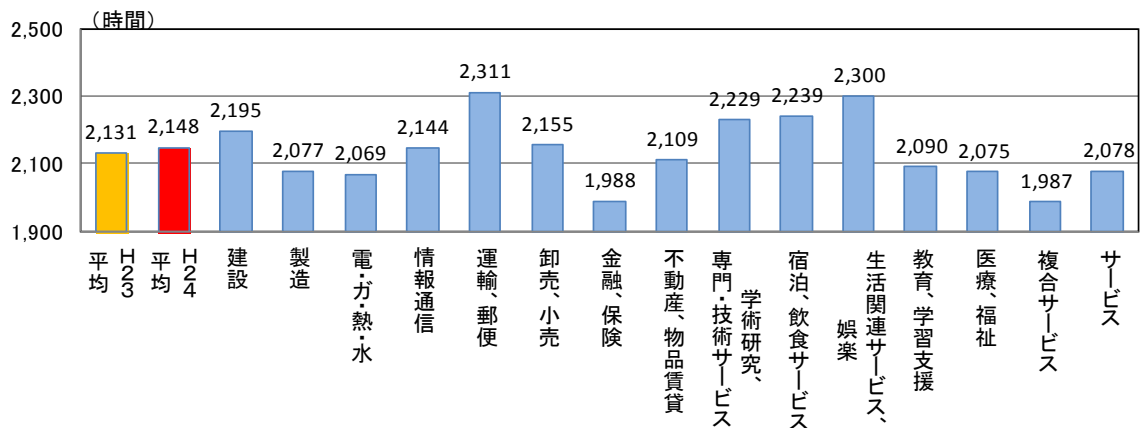
(図2-(2)-①参照)

表2-(2)-① 常用労働者1人当たりの1年間の総実労働時間(事業所割合)

単位:事業所(%) 単位:時間

区分 産業・規模別	有効回答 事業所	時間内訳						平均時間
		1,900未満	1,900～1,999	2,000～2,099	2,100～2,199	2,200～2,299	2,300以上	
H24調査計	736 (100.0)	66 (9.0)	109 (14.8)	175 (23.8)	148 (20.1)	92 (12.5)	146 (19.8)	2,148
H23調査計	712 (100.0)	89 (12.5)	107 (15.0)	155 (21.8)	138 (19.4)	81 (11.4)	142 (19.9)	2,131

図2-(2)-① 産業別 年間の総実労働時間



## ② 所定内労働時間

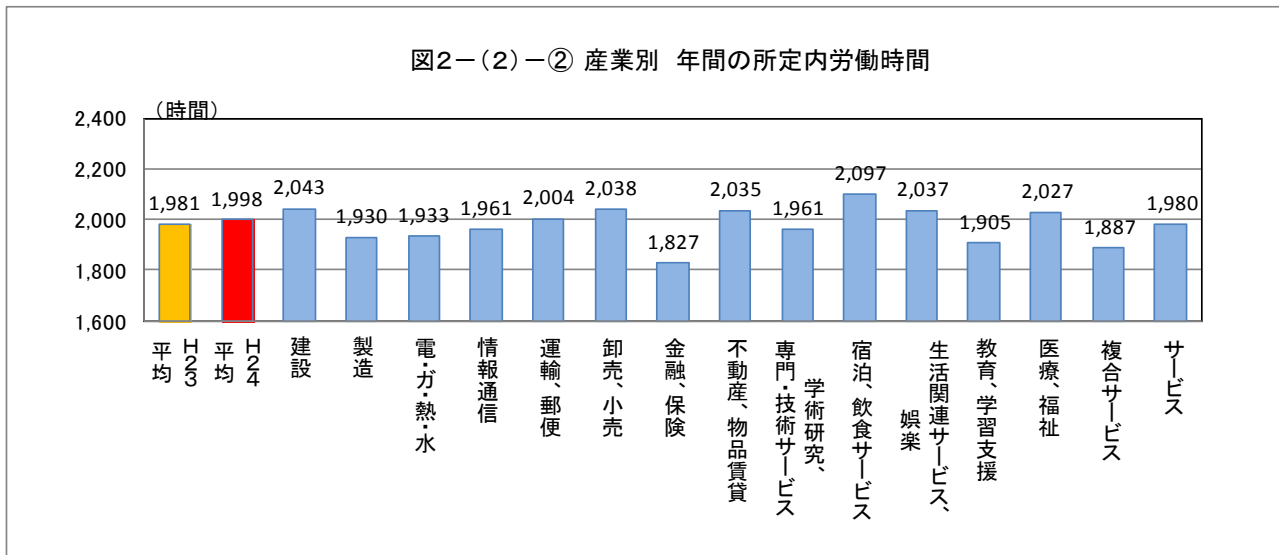
1年間の所定内労働時間の事業所平均は1,998時間で、前年調査より17時間増加している。(表2-(2)-②参照)

産業別にみると、「金融業、保険業」が1,827時間と最も短く、次いで「複合サービス事業」1,887時間の順で、逆に「宿泊業、飲食サービス業」が2,097時間と最も長く、業種間で270時間の較差となっている。(図2-(2)-②参照)

表2-(2)-② 常用労働者1人当たりの1年間の所定内労働時間(事業所割合) 単位:事業所(%) 単位:時間

区分 産業・規模別	有効回答 事業所	時間内訳						平均時間
		1,900 未満	1,900～ 1,999	2,000～ 2,099	2,100～ 2,199	2,200～ 2,299	2,300 以上	
H24調査計	736 (100.0)	155 (21.1)	180 (24.5)	298 (40.5)	50 (6.8)	29 (3.9)	24 (3.3)	1,998
H23調査計	712 (100.0)	181 (25.4)	153 (21.5)	289 (40.6)	52 (7.3)	17 (2.4)	20 (2.8)	1,981

(注) 常用労働者1人当たりの母数は、正社員のみである。



## ③ 所定外労働時間

1年間の所定外労働時間の事業所平均は150時間で、前年調査と変わらない。(表2-(2)-③参照)

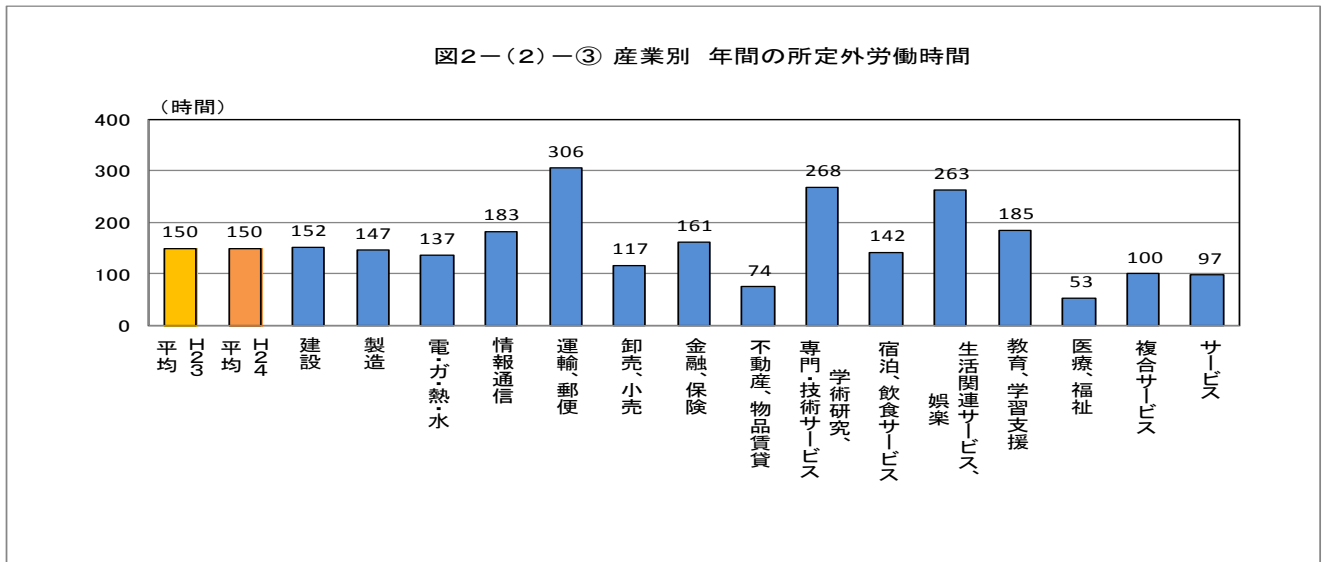
産業別にみると、「医療、福祉」が53時間と最も短く、次いで「不動産業、物品賃貸業」74時間の順で、逆に「運輸業、郵便業」が306時間と最も長く、業種間で253時間の較差となっている。(図2-(2)-③参照)

表2-(2)-③ 常用労働者1人当たりの1年間の所定外労働時間(事業所割合)

単位:事業所(%) 単位:時間

区分 産業・規模別	有効回答 事業所	時間内訳						平均時間
		100 未満	100～ 149	150～ 199	200～ 249	250～ 299	300 以上	
H24調査計	736 (100.0)	370 (50.3)	104 (14.1)	62 (8.4)	54 (7.3)	34 (4.6)	112 (15.2)	150
H23調査計	712 (100.0)	358 (50.3)	86 (12.1)	66 (9.3)	55 (7.7)	35 (4.9)	112 (15.7)	150





### 3 休日休暇制度

#### (1) 週休制

「何らかの週休2日制（以上を含む）を導入している事業所」（表3-1）の区分「週休2日制」及び「その他週休制」の合計は87.2%で、前年調査（86.8%）より0.4ポイント増加している。（表3-1）、図3-1参照）

また、産業別の「何らかの週休2日制（以上を含む）を導入している事業所」では、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「複合サービス事業」が100%、次いで「不動産業、物品賃貸業」が95.5%、「製造業」が91.5%となっている。（図3-1参照）なお、「完全週休2日制を実施している事業所」は、全回答事業所の38.9%となっている。（表3-1参照）

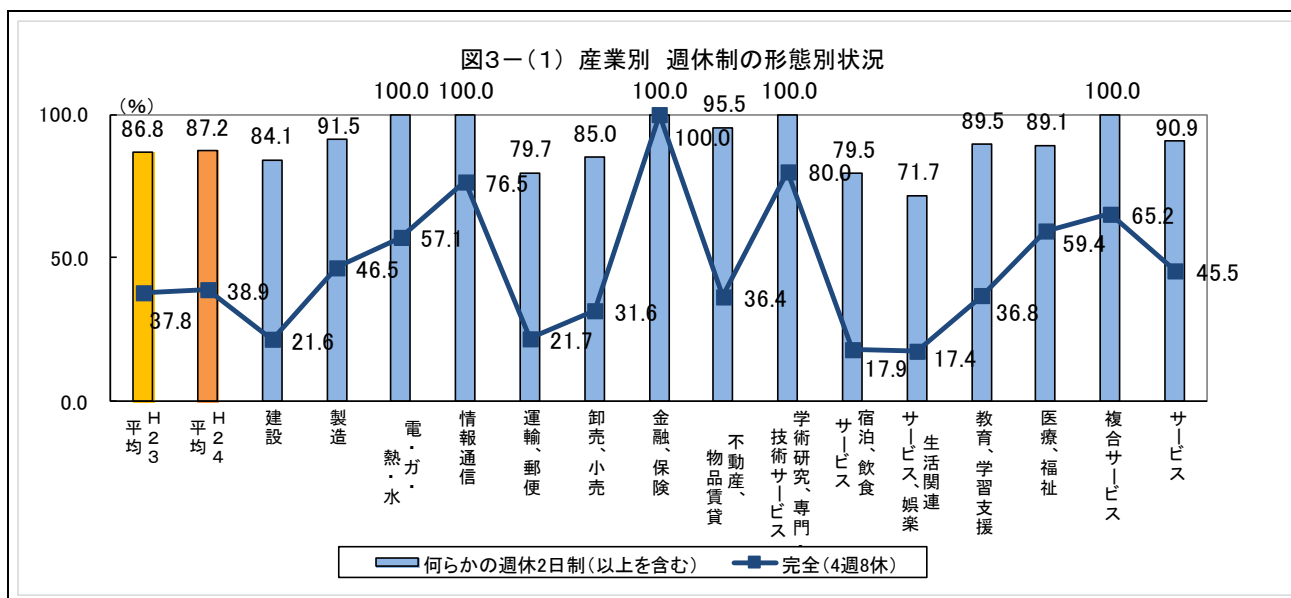
表3-1 週休制の形態別状況

単位：事業所（%）

区分 産業・規模別	回答 事業所	週休 1日制	週休 1日 半制	週休2日制				その他 週休制	
				小計	完全 (4週8休)	月3回 (4週7休)	隔週・月2回 (1週おき) (4週6休)		月1回 (4週5休)
H24調査計	802 (100.0)	54 (6.7)	49 (6.1)	627 (78.2) <100.0>	312 (38.9) <49.8>	94 (11.7) <15.0>	186 (23.2) <29.7>	35 (4.4) <5.6>	72 (9.0)
H23調査計	796 (100.0)	58 (7.3)	47 (5.9)	626 (78.6) <100.0>	301 (37.8) <48.1>	93 (11.7) <14.9>	196 (24.6) <31.3>	36 (4.5) <5.8>	65 (8.2)

(注) <>内は週休2日制を適用している事業所の内訳

「その他週休制」とは、何らかの週休3日制、3勤4休など平均して週2日を超える休日制度の意



## (2) 特別休暇

何らかの特別休暇制度がある事業所は85.4%で、平均付与日数は「長期勤務勤続者休暇」5.9日、「夏季休暇」3.7日、「ボランティア休暇」29.4日、「病気休暇」80.5日、「自己啓発休暇」9.8日、「年末年始休暇」5.0日、「その他の特別休暇」5.9日となっている。

表3-1(2)-1 特別休暇制度の有無

単位：事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	特別休暇 制度がある 事業所	特別休暇制度の種類													
			長期勤務勤続者 休暇		夏季 休暇		ボラン ティア 休 暇		病 気 休 暇		自 己 啓 発 休 暇		年 末 年 始 休 暇		其 他	
			ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない	ある	ない
H24調査計	802 (100.0)	685 (85.4) <100.0>	99 <14.5>	586 <85.5>	393 <57.4>	292 <42.6>	23 <3.4>	662 <96.6>	152 <22.2>	533 <77.8>	26 <3.8>	659 <96.2>	484 <70.7>	201 <29.3>	607 <88.6>	78 <11.4>
H23調査計	796 (100.0)	597 (75.0) <100.0>	100 <16.8>	497 <83.2>	368 <61.6>	229 <38.4>	23 <3.9>	574 <96.1>	136 <22.8>	461 <77.2>	26 <4.4>	571 <95.6>	443 <74.2>	154 <25.8>	210 <35.2>	387 <64.8>

(注) <>内は特別休暇制度の各制度についての有無の割合。なお、その他にはH24調査では慶弔休暇、結婚休暇を例示した。

表3-1(2)-2 長期勤務勤続者休暇の最大付与日数

単位：事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均付与 日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	
H24調査計	99 (100.0)	18 (18.2)	2 (2.0)	45 (45.5)	3 (3.0)	31 (31.3)	5.9
H23調査計	100 (100.0)	24 (24.0)	3 (3.0)	46 (46.0)	1 (1.0)	26 (26.0)	5.9

表3-1(2)-3 夏季休暇の最大付与日数

単位：事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均付与 日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	
H24調査計	384 (100.0)	229 (59.6)	56 (14.6)	59 (15.4)	11 (2.9)	29 (7.6)	3.7
H23調査計	368 (100.0)	214 (58.2)	72 (19.6)	44 (12.0)	6 (1.6)	32 (8.7)	3.8

表3-(2)-4 ボランティア休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均付与 日数(日)
		10日以下	20日～ 29日	30日～ 39日	40日～ 49日	50日以上	
H24調査計	23 (100.0)	17 (73.9)	1 (4.3)	1 (4.3)	0 (0.0)	4 (17.4)	29.4
H23調査計	23 (100.0)	18 (78.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (4.3)	4 (17.4)	27.0

表3-(2)-5 病気休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均付与 日数(日)
		50日以下	60日～ 69日	70日～ 79日	80日～ 89日	90日以上	
H24調査計	150 (100.0)	35 (23.3)	13 (8.7)	20 (13.3)	12 (8.0)	70 (46.7)	80.5
H23調査計	136 (100.0)	26 (19.1)	12 (8.8)	15 (11.0)	11 (8.1)	72 (52.9)	84.1

表3-(2)-6 自己啓発休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均付与 日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	
H24調査計	23 (100.0)	13 (56.5)	1 (4.3)	5 (21.7)	0 (0.0)	4 (17.4)	9.8
H23調査計	26 (100.0)	14 (53.8)	1 (3.8)	4 (15.4)	1 (3.8)	6 (23.1)	8.5

表3-(2)-7 年末年始休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均付与 日数(日)
		3日以下	4日	5日	6日	7日以上	
H24調査計	457 (100.0)	77 (16.8)	102 (22.3)	122 (26.7)	85 (18.6)	71 (15.5)	5.0
H23調査計	443 (100.0)	77 (17.4)	94 (21.2)	118 (26.6)	77 (17.4)	77 (17.4)	5.0

表3-(2)-8 その他の特別休暇の最大付与日数

単位:事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	日 数 内 訳					1事業所 平均付与 日数(日)
		5日以下	6日	7日	8日	9日以上	
H24調査計	607 (100.0)	333 (54.9)	34 (5.6)	201 (33.1)	7 (1.2)	32 (5.3)	5.9
H23調査計	210 (100.0)	127 (60.5)	15 (7.1)	44 (21.0)	4 (1.9)	20 (9.5)	7.6

### (3) 年次有給休暇

① 「平均新規付与日数（繰越日数を除く）」は16.4日で、前年調査と変わらない。

産業別にみると、「金融業、保険業」が19.4日と最も長く、次いで「学術研究、専門・技術サービス業」19.3日となっている。

② 「平均取得日数」は8.1日で、前年調査より0.4日長くなっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が11.9日と最も長く、次いで「製造業」10.8日となっている。

③ 「平均取得率」は49.4%で、前年調査より2.4ポイント増加している。

産業別にみると、「製造業」が63.9%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」62.3%となっている。一方、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」29.4%で、次いで「卸売業、小売業」31.5%となっている。

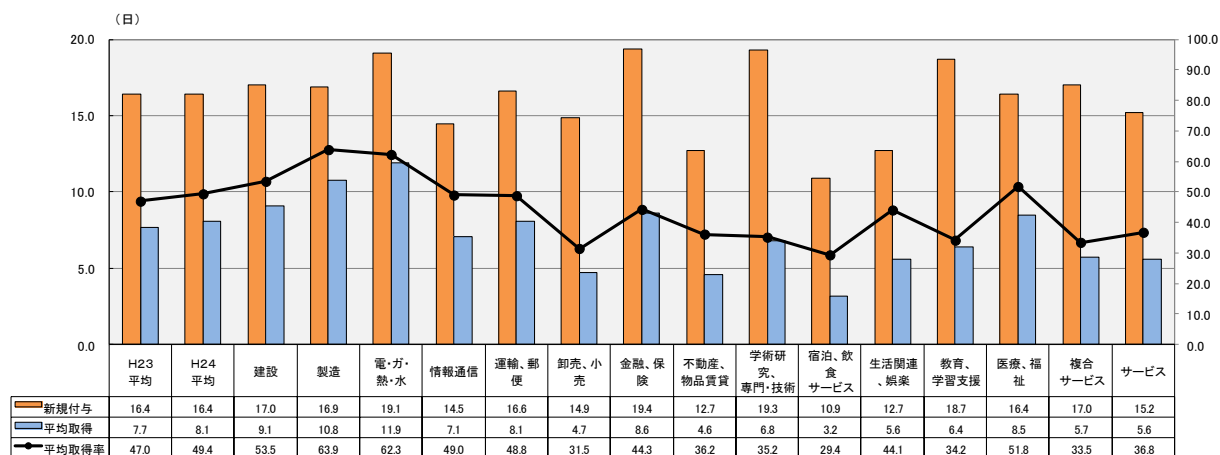
表3-(3) 年次有給休暇の常用労働者1人平均の付与日数と取得日数

単位:事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	平均新規付与日数 (A)	平均取得日数 (B)	新規付与日数に対する 平均取得率 (B)/(A)
H24調査計	694	16.4	8.1	(49.4)
H23調査計	714	16.4	7.7	(47.0)

(注) 常用労働者1人平均の母数は正社員のみである。

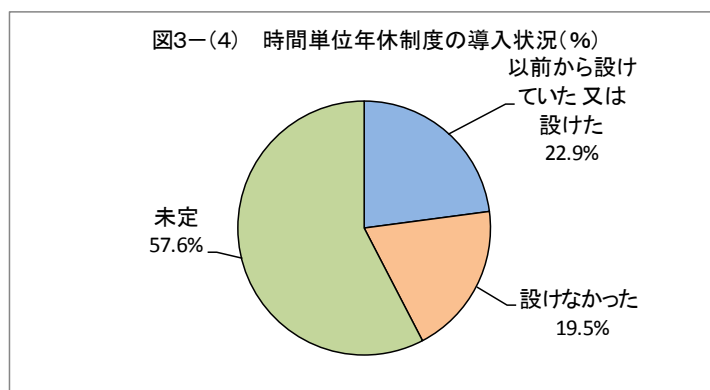
図3-(3) 産業別 年次有給休暇取得状況



### (4) 時間単位年休制度

時間単位年休制度の導入状況は、「以前から設けていた又は設けた」が22.9%、「設けなかった」が19.5%となっている。

図3-(4) 時間単位年休制度の導入状況(%)



## 4 育児・介護休業制度

### (1) 育児休業制度

#### ① 育児休業対象者の出産後の状況（最近1年間）

最近1年間の育児休業対象者のうち、「育休を取得した者」は女性が90.7%、男性が2.3%となっている。

「出産を機に退職した者」は女性が4.2%となっている。（表4-(1)-①参照）

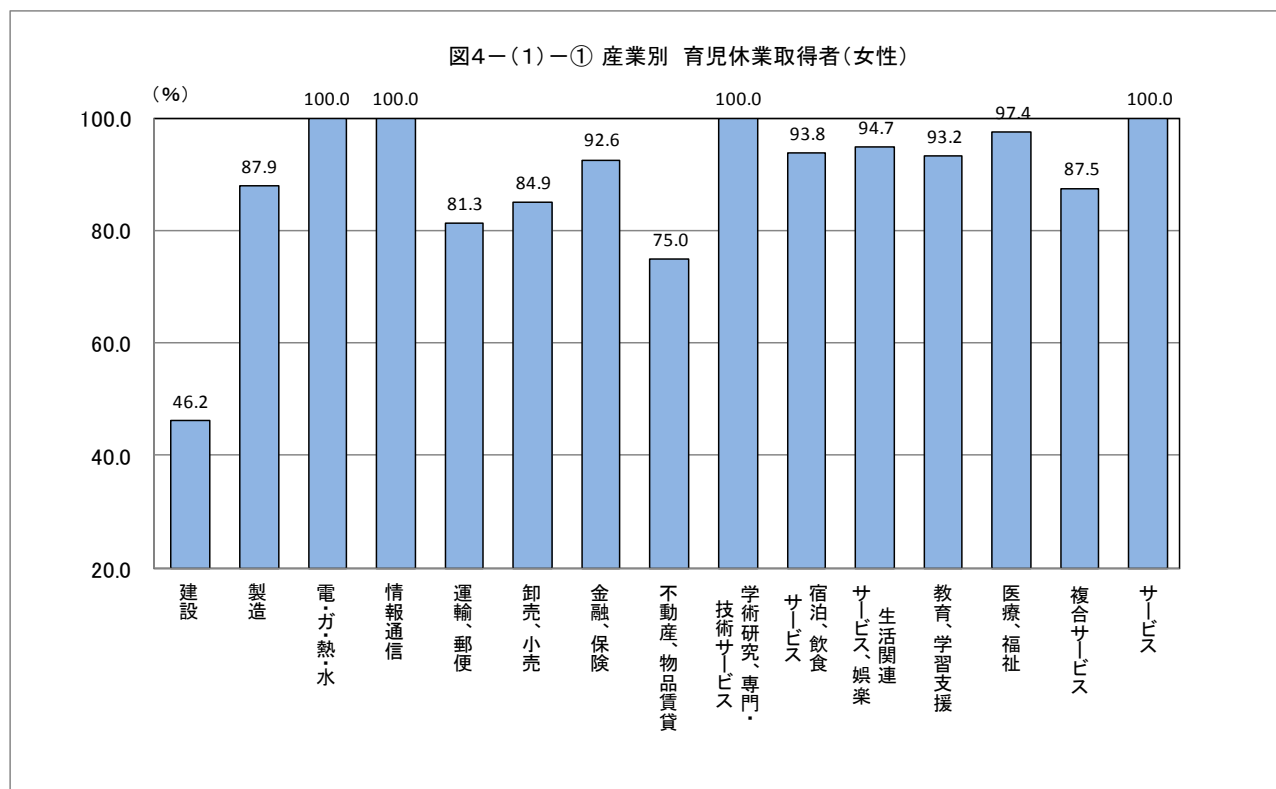
女性の「育休を取得した者」を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「サービス業」が100%と対象者全員が取得しており、次いで高いのが「医療、福祉」97.4%となっている。（図4-(1)-①参照）

表4-(1)-① 育児休業対象者の出産後の状況

単位:人(%)

区分 産業・規模別	女				男			
	育児休業対象者	育休を取得した者	育休を取得しなかった者	出産を機に退職した者	育児休業対象者	育休を取得した者	育休を取得しなかった者	出産を機に退職した者
H24調査計	813 (100.0)	737 (90.7)	42 (5.2)	34 (4.2)	911 (100.0)	21 (2.3)	890 (97.7)	0 (0.0)
H23調査計	872 (100.0)	757 (86.8)	71 (8.1)	44 (5.0)	1,071 (100.0)	19 (1.8)	1,052 (98.2)	0 (0.0)

(注) 育児休業対象者(男)は配偶者が出産した労働者



## ② 育児休業制度の利用期間と利用者数

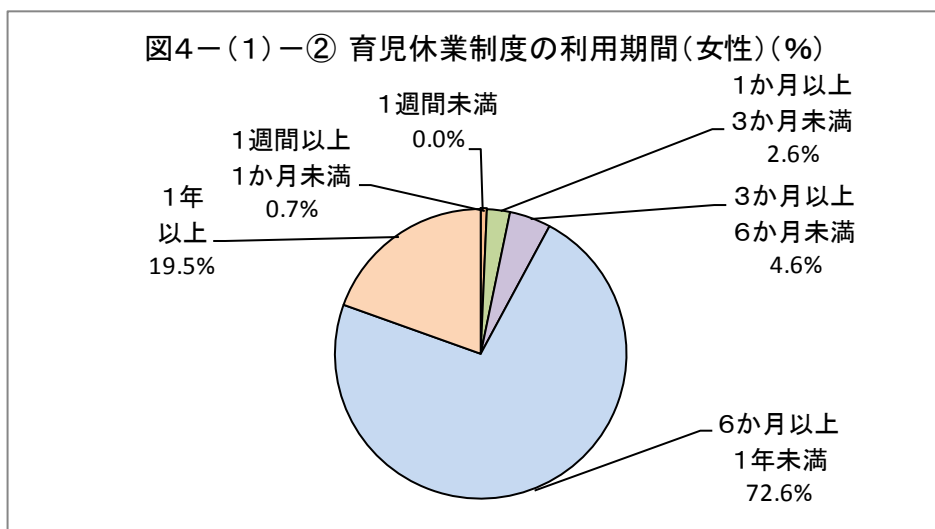
女性の育児休業の利用期間は「6か月以上1年未満」が72.6%と最も高く、次いで「1年以上」19.5%、「3か月以上6か月未満」4.6%となつておる。他方、男性の育児休業の利用期間は1ヶ月未満が全体の95.2%を占めている。

表4-(1)-② 育児休業制度の利用期間と利用者数

単位:人(%)

	女							男						
	利用者数	1週間未満	1週間以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上	利用者数	1週間未満	1週間以上1か月未満	1か月以上3か月未満	3か月以上6か月未満	6か月以上1年未満	1年以上
H24調査計	737 (100.0)	0 (0.0)	5 (0.7)	19 (2.6)	34 (4.6)	535 (72.6)	144 (19.5)	21 (100.0)	11 (52.4)	9 (42.9)	1 (4.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
H23調査計	757 (100.0)	43 (5.7)			544 (71.9)		170 (22.5)	19 (100.0)	19 (100.0)			0 (0.0)	0 (0.0)	

(注) H24調査から調査区分を細分化しており、H23調査の区分と一致しない。

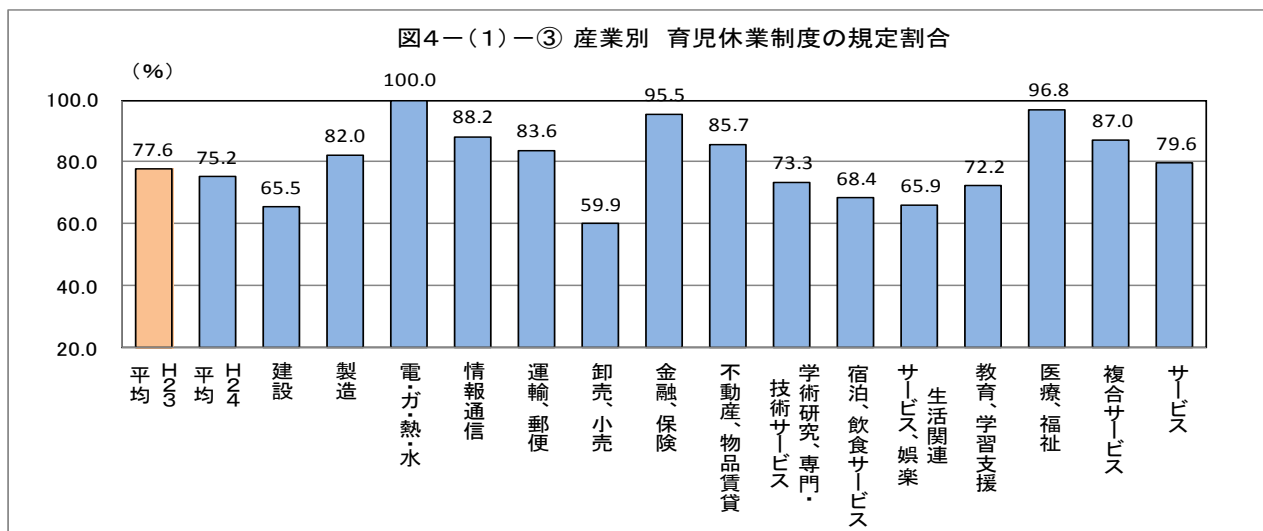


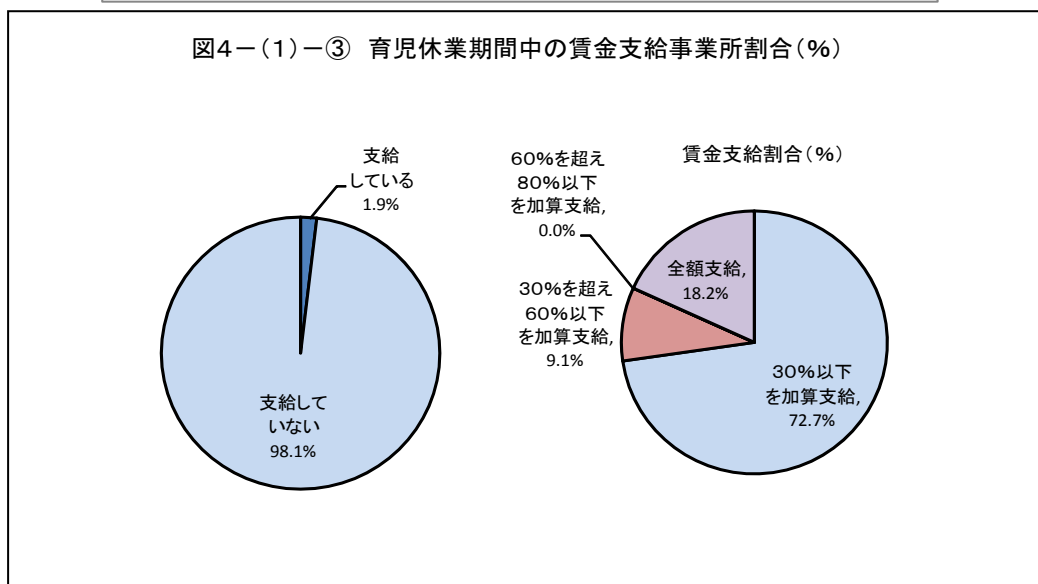
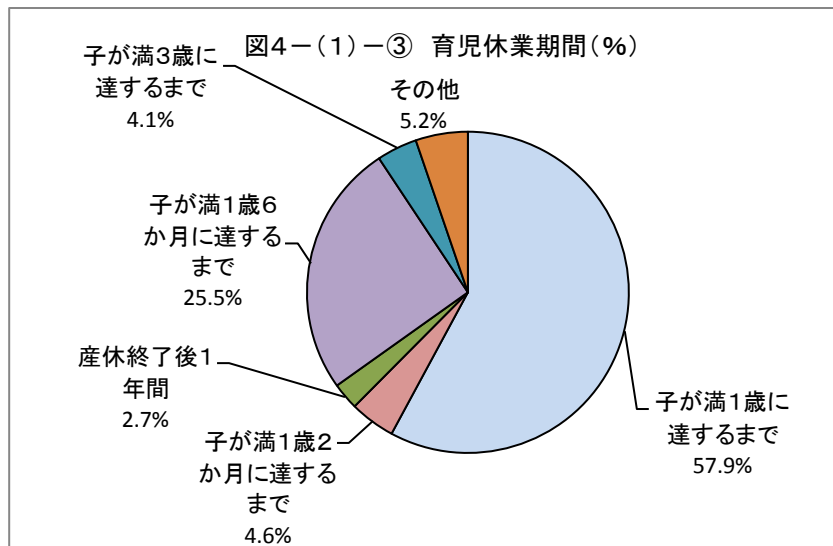
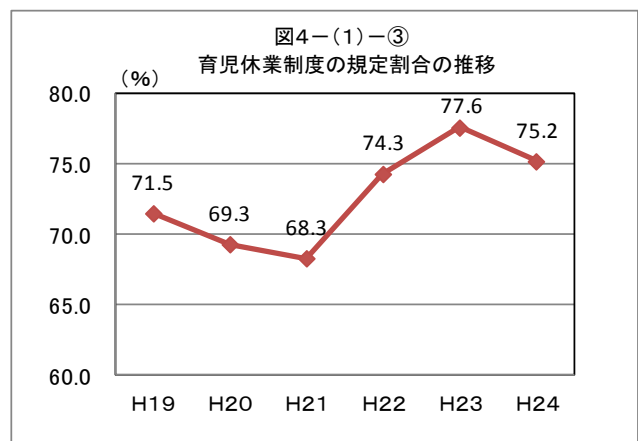
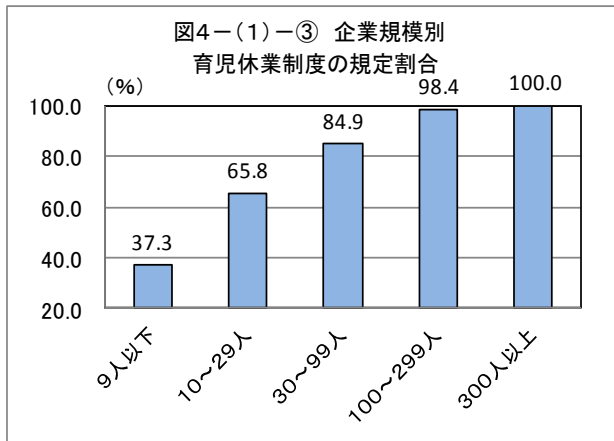
## ③ 育児休業制度の規定事業所

育児休業制度の規定を設けている事業所は591事業所(75.2%)で、前年調査より2.4ポイント減少している。産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が100.0%と最も高く、「卸売業、小売業」が59.9%と最も低く、企業規模別にみると、規模が大きくなるほど割合が高くなっている。

育児休業制度で規定されている休業期間は、「子が満1歳に達するまで」が57.9%と最も高く、次いで「子が満1歳6か月に達するまで」が25.5%となっている。

なお、育児休業期間中に賃金を支給している事業所は11事業所(1.9%)であり、前年調査の18事業所(2.9%)より減少している。





#### ④ 子の看護休暇制度

子の看護休暇制度のある事業所は、404 事業所 (50.4%) である。

表4-(1)-④ 子の看護休暇制度の有無

単位: 事業所 (%)

	回答事業所	子の看護休暇制度の有無	
		ある	ない
H24調査計	802 (100.0)	404 (50.4)	398 (49.6)
H23調査計	796 (100.0)	390 (49.0)	406 (51.0)

## (2) 介護休業制度

### ① 介護休業制度の規定事業所と休業期間

介護休業制度を規定している事業所は553事業所(69.0%)で、前年調査より0.3ポイント減少している。産業別にみると、「医療、福祉」が96.9%と最も高く、「建設業」が51.1%と最も低く、企業規模別にみると、規模が大きくなるほど割合が高くなっている。

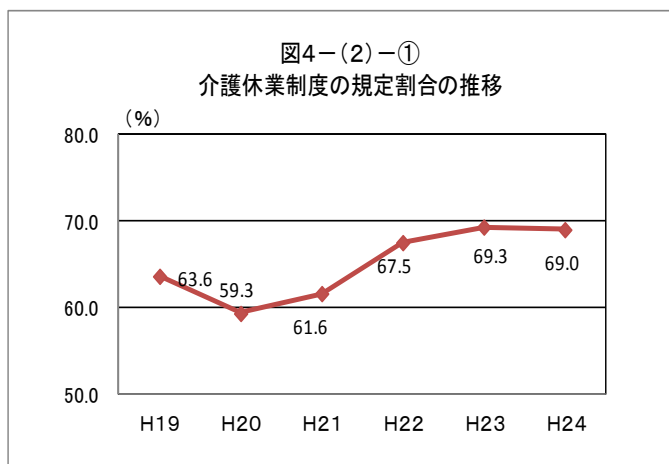
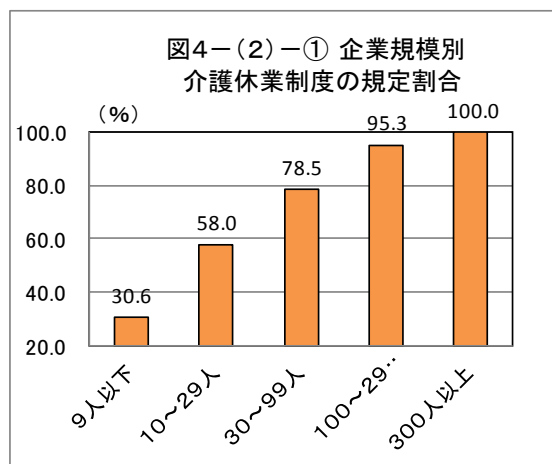
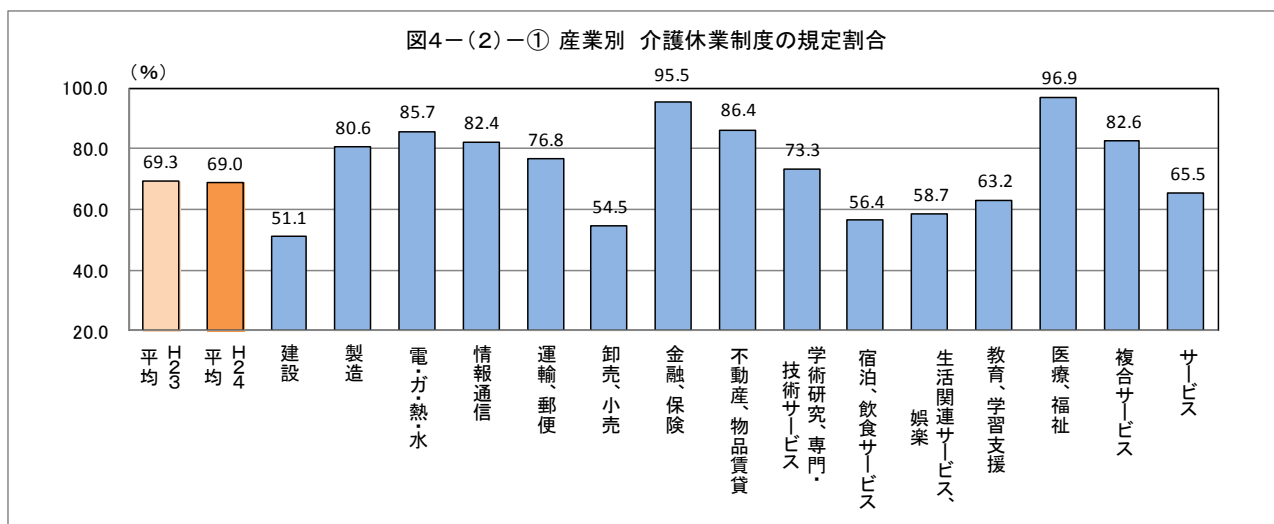
介護休業制度に規定されている休業期間は、「3か月まで」が79.4%、「3か月を超える」が20.6%となっている。

表4-(2)-① 介護休業制度の規定事業所と休業期間

単位:事業所(%)

産業・規模別	区分	回答事業所	制度の規定を設けている	休業期間		制度の規定を設けていない
				3か月まで	3か月を超える	
H24調査計		802 (100.0)	553 (69.0) <100.0>	439 <79.4>	114 <20.6>	249 (31.0)
H23調査計		796 (100.0)	552 (69.3) <100.0>	434 <78.6>	118 <21.4>	244 (30.7)

(注) <>内は、介護利用制度を利用できる期間の内訳





## ② 介護休業制度の利用状況（最近1年間）

介護休業制度を規定している事業所の最近1年間の利用者の有無をみると、「利用者がいた事業所」は5.2%であり、前年調査より1.4ポイント増加している。

介護休業制度を規定している事業所のうち、制度を利用した人は39人で、その内訳は女性31人、男性8人となっている。

表4-(2)-② 介護休業制度の利用状況

単位:事業所(%)

単位:人(%)

区分 産業・規模別	介護休業制度 の規定を設け ている事業所	利用者 がいた	利用者 がいな かった	利用者数	利用者数	
					女	男
H24調査計	553 (100.0)	29 (5.2)	524 (94.8)	39 (100.0)	31 (79.5)	8 (20.5)
H23調査計	552 (100.0)	21 (3.8)	531 (96.2)	36 (100.0)	27 (75.0)	9 (25.0)

## ③ 介護休暇制度

介護休暇制度のある事業所は、375事業所(46.8%)であり、前年調査より1.6ポイント増加している。

表4-(2)-③ 介護休暇制度の有無

単位:事業所(%)

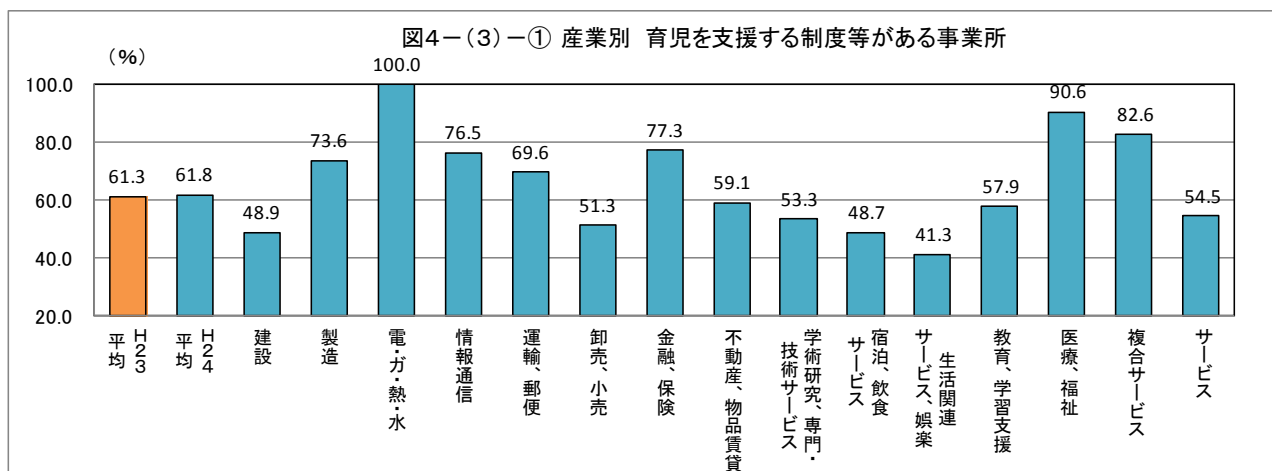
	回答事業所	介護休暇制度の有無	
		ある	ない
H24調査計	802 (100.0)	375 (46.8)	427 (53.2)
H23調査計	796 (100.0)	360 (45.2)	436 (54.8)

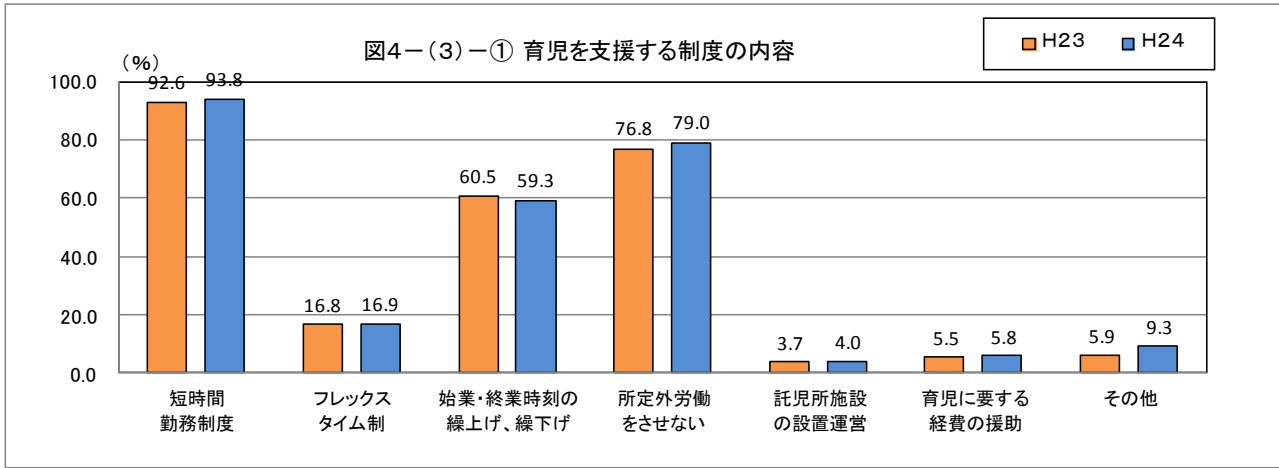
## (3) 育児・介護を支援する制度

### ① 育児を支援する制度

何らかの「育児を支援する制度等がある事業所」は496事業所(61.8%)で、前年調査より0.5ポイント増加している。

産業別にみると「電気・ガス・熱供給・水道業」が100.0%と最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」が41.3%と最も低くなっており、制度の主な内容は「短時間勤務制度」93.8%、「所定外労働をさせない」79.0%となっている。

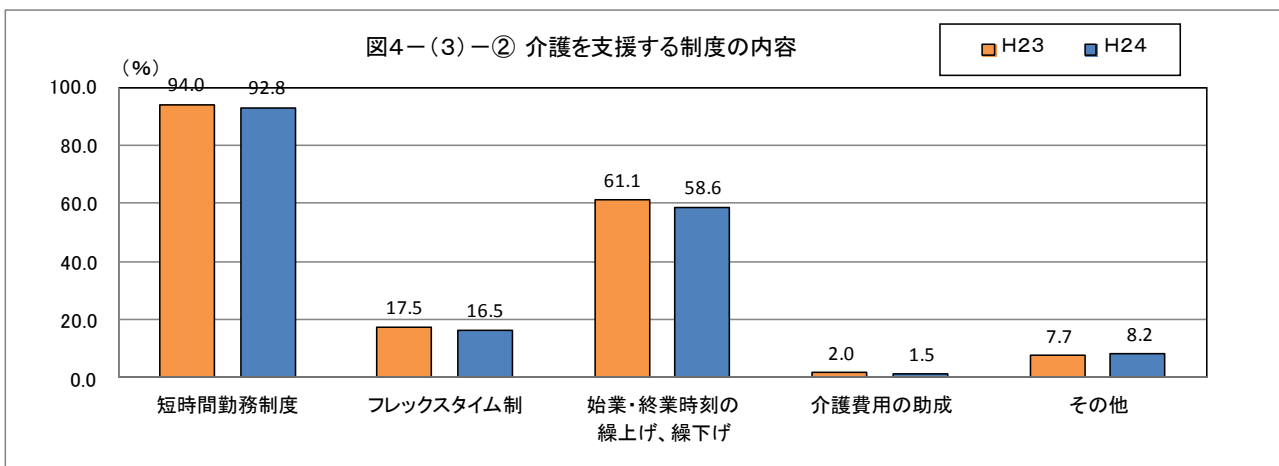
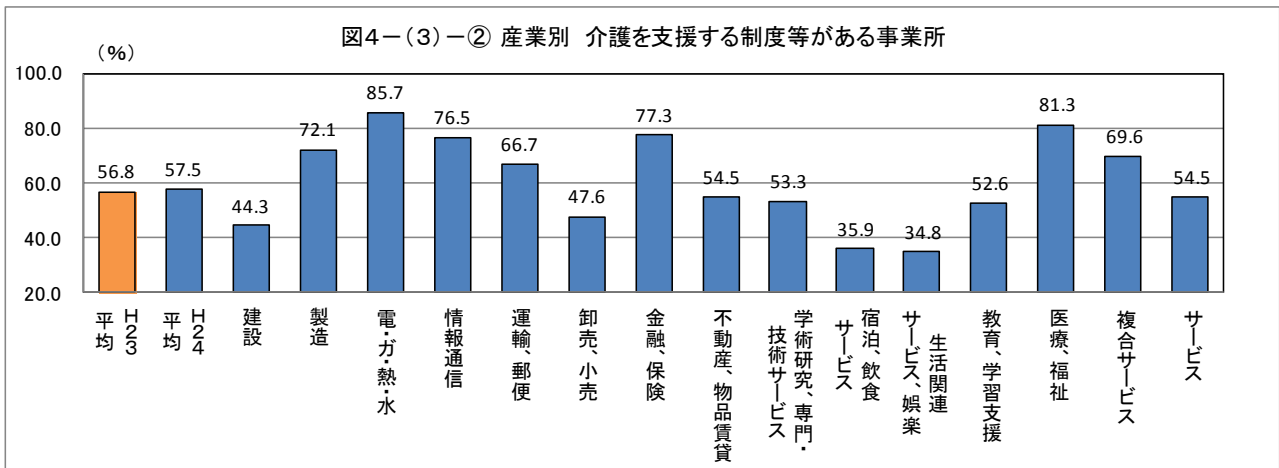




② 介護を支援する制度

何らかの「介護を支援する制度等がある事業所」は 461 事業所 (57.5%) で、前年調査より 0.7 ポイント増加している。

産業別にみると「電気・ガス・熱供給・水道業」が 85.7%と最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」が 34.8%と最も低くなっており、制度の主な内容は「短時間勤務制度」92.8%、「始業・終業時刻の繰上げ、繰り下げ」58.6%となっている。



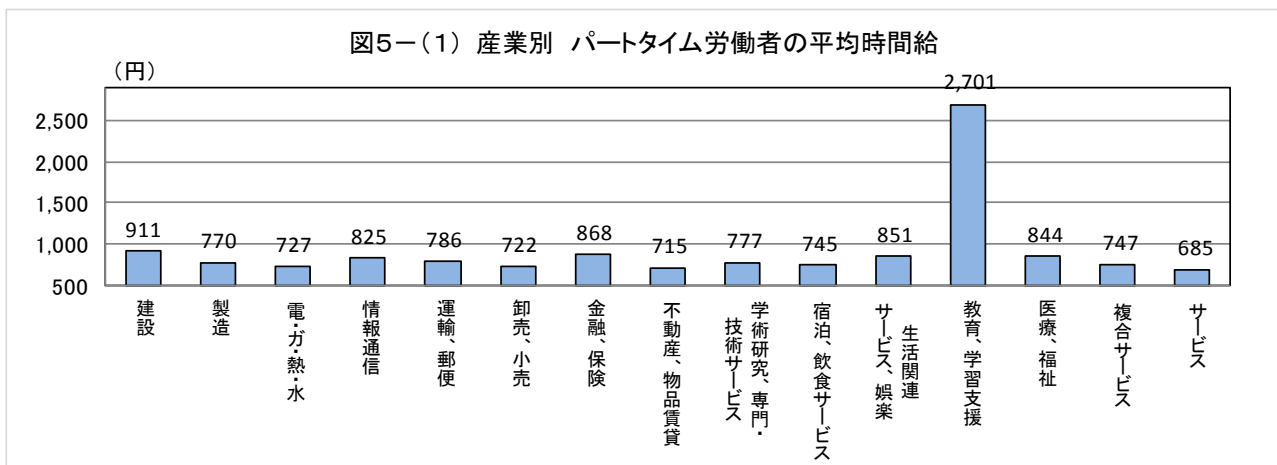
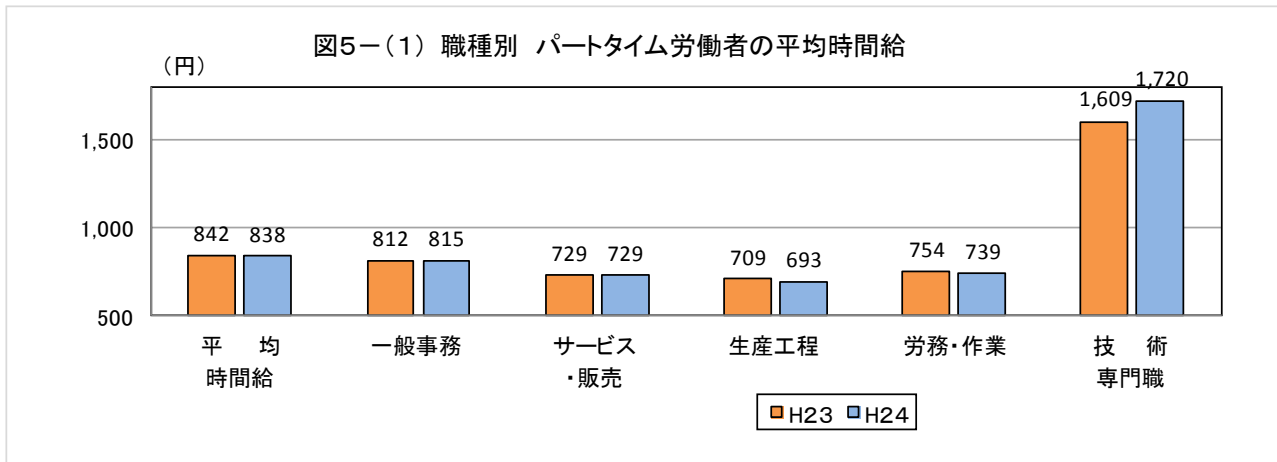
## 5 パートタイム労働者

### (1) パートタイム労働者の平均時間給

パートタイム労働者の平均時間給は838円で、前年調査より4円減少している。

職種別にみると、「技術専門職従事者」が1,720円と最も高く、一方で「生産工程従事者」が693円と最も低くなっている。

産業別にみると、「教育、学習支援業」が2,701円と最も高く、「サービス業」が685円と最も低くなっている。



### (2) パートタイム労働者の雇用理由

パートタイム労働者を雇用している事業所は56.6%で、前回調査より1.6ポイント増加している。

産業別に見ると、「医療、福祉」が93.8%と最も高く、「学術研究、専門・技術サービス業」が20.0%と最も低くなっている。

雇用している理由（複数回答）については、「人件費が割安」が44.1%と最も高く、次いで「簡単な仕事」43.0%の順となっている。

表5-(2) パートタイム労働者を雇用している主な理由

単位：事業所(%)

区分 産業・規模別	回答 事業所	パートタイム労働者を雇用している事業所	雇用している主な理由(複数回答)						
			雇用調整が容易	簡単な仕事内容	人件費負担が割安	繁忙期(季節)時間帯対応	一般労働者が採用が困難	出産した労働者の再雇用	退職者の再雇用
H24調査計	802 (100.0)	454 (56.6) <100.0>	105 <23.1>	195 <43.0>	200 <44.1>	114 <25.1>	81 <17.8>	43 <9.5>	76 <16.7>
H21調査計	709 (100.0)	390 (55.0) <100.0>	86 <22.1>	181 <46.4>	199 <51.0>	86 <22.1>	62 <15.9>	33 <8.5>	75 <19.2>

(注) <>内は、雇用している主な理由の内訳

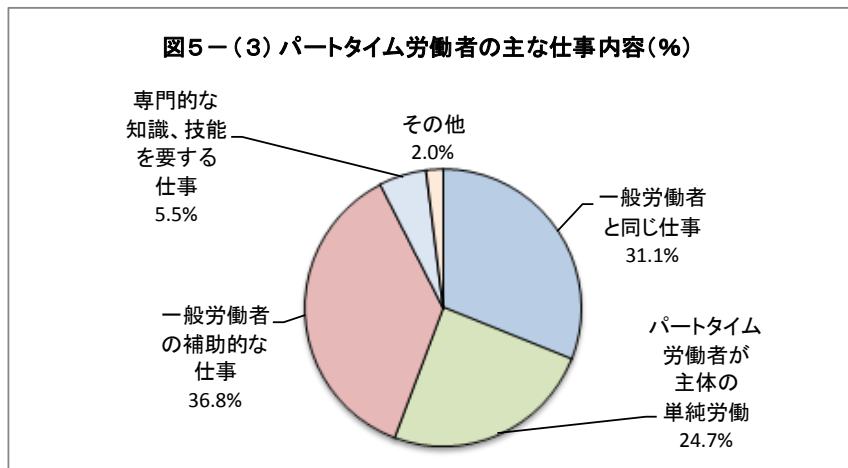
### (3) パートタイム労働者の主な仕事内容

パートタイム労働者の主な仕事内容については、「一般労働者の補助的な仕事」が 36.8%で最も高く、次いで「一般労働者と同じ仕事」31.1%、「パートタイム労働者が主体の単純労働」24.7%となっている。

表5-3) パートタイム労働者の主な仕事内容

単位:事業所(%)

区分 産業・規模別	パートタイム労働者を雇用している事業所	一般労働者と同じ仕事	パートタイム労働者が主体の単純労働	一般労働者の補助的な仕事	専門的な知識、技能を要する仕事	その他
H24調査計	454 (100.0)	141 (31.1)	112 (24.7)	167 (36.8)	25 (5.5)	9 (2.0)
H21調査計	390 (100.0)	119 (30.5)	98 (25.1)	138 (35.4)	24 (6.2)	11 (2.8)



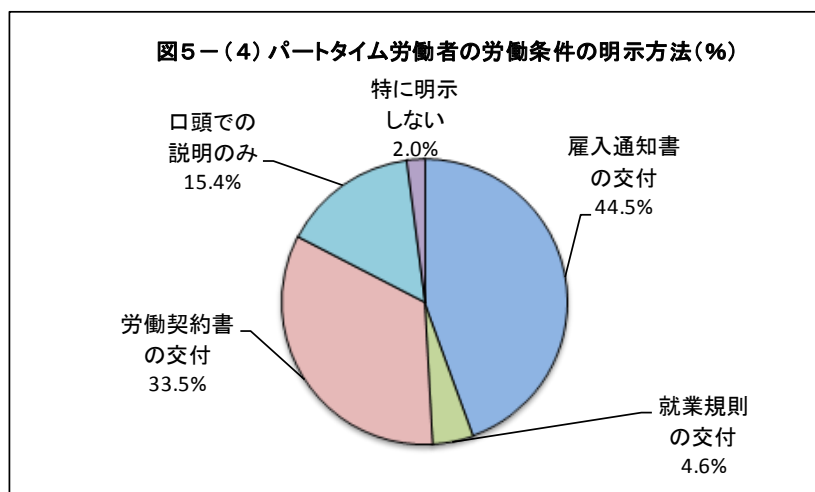
### (4) パートタイム労働者への労働条件の明示方法

パートタイム労働者への労働条件の明示方法については、「雇入通知書の交付」が 44.5%で最も高く、次いで「労働契約書の交付」33.5%、これに「就業規則の交付」も含めて何らかの書面により労働条件を明示している割合は82.6%となっている。

表5-4) パートタイム労働者の労働条件の明示方法

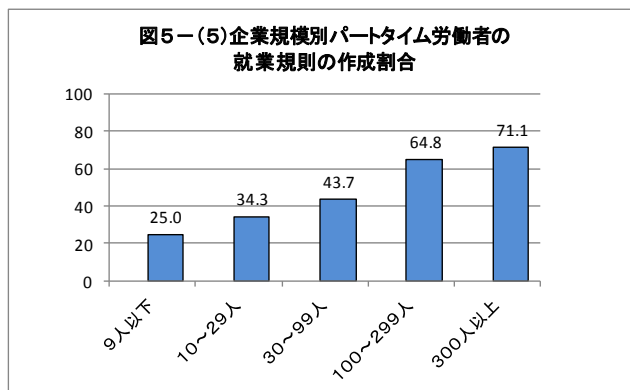
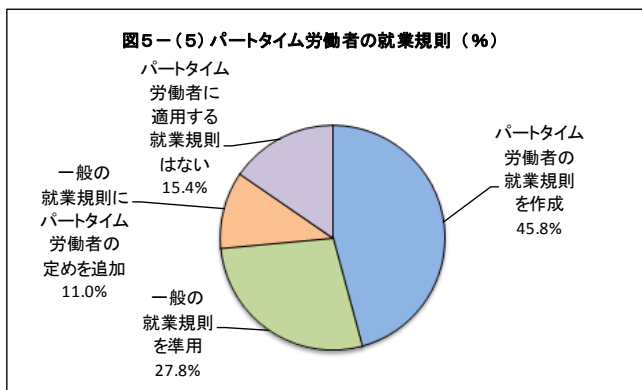
単位:事業所(%)

区分 産業・規模	パートタイム労働者を雇用している事業所	雇入通知書の交付	就業規則の交付	労働契約書の交付	口頭での説明のみ	特に明示しない
H24調査計	454 (100.0)	202 (44.5)	21 (4.6)	152 (33.5)	70 (15.4)	9 (2.0)
H21調査計	390 (100.0)	159 (40.8)	18 (4.6)	127 (32.6)	82 (21.0)	4 (1.0)



### (5) パートタイム労働者の就業規則

「パートタイム労働者の就業規則を作成」が45.8%で最も高く、次いで「一般の就業規則を準用」27.8%となっている。企業規模別に見ると、規模が大きくなるにつれて「パートタイム労働者の就業規則を作成」の割合が高くなっている。



### (6) パートタイム労働者の雇用期間

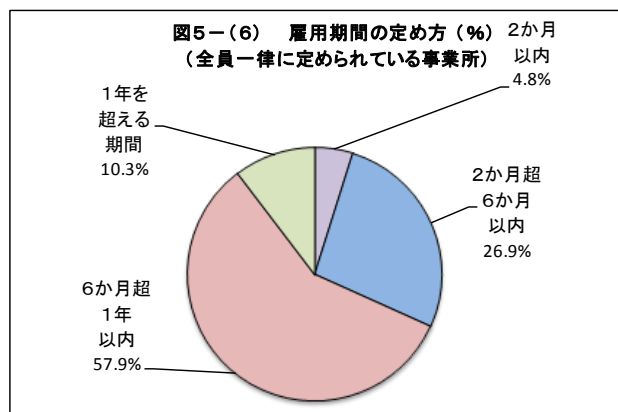
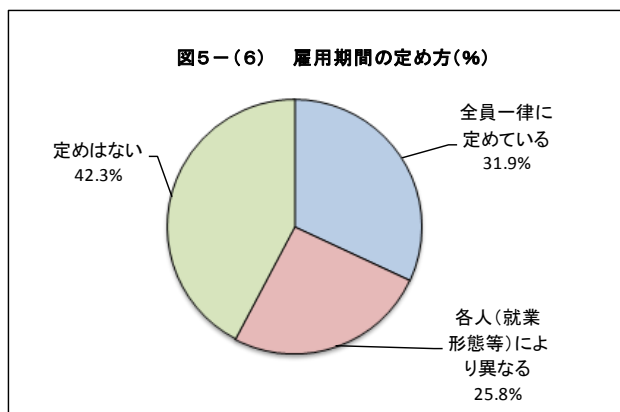
パートタイム労働者の雇用期間については、「定めはない」が42.3%と最も高い。

「全員一律に定められている」事業所の割合は31.9%で、定められている雇用期間の内訳については「6か月超1年以内」が57.9%と最も高くなっている。

表5-(6) パートタイム労働者の雇用期間の定めの有無とその期間

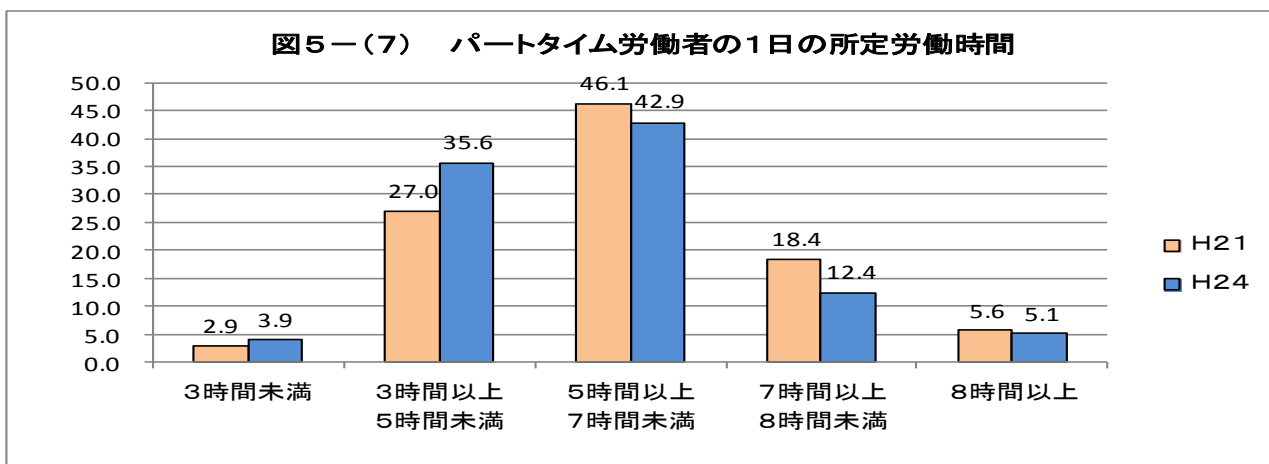
単位: 事業所 (%)

区分 産業・規模別	パートタイム労働者を雇用している事業所	全員一律に定めている	雇用期間の内訳				各人(就業形態等)により異なる	定めはない
			2か月以内	2か月超6か月以内	6か月超1年以内	1年を超える期間		
H24調査計	454 (100.0)	145 (31.9) <100.0>	7 <4.8>	39 <26.9>	84 <57.9>	15 <10.3>	117 (25.8)	192 (42.3)
H21調査計	390 (100.0)	124 (31.8) <100.0>	4 <3.2>	34 <27.4>	78 <62.9>	8 <6.5>	108 (27.7)	158 (40.5)



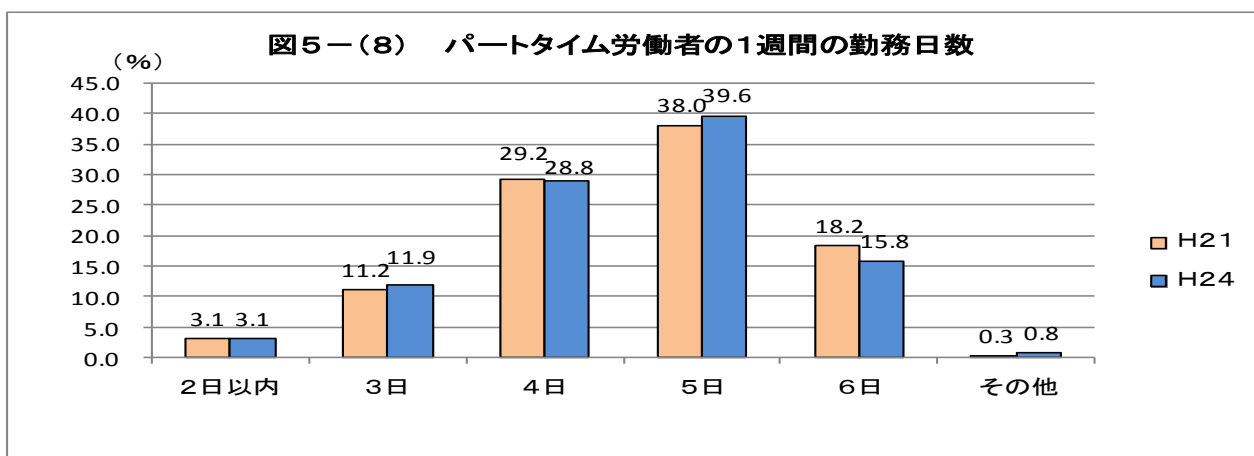
### (7) パートタイム労働者の1日の所定労働時間

1日の所定労働時間をみると、「5時間以上7時間未満」が42.9%と最も高く、前回調査より(H21年)より3.2ポイント減少している。次いで高いのが「3時間以上5時間未満」35.6%となっている。



### (8) パートタイム労働者の1週間の勤務日数

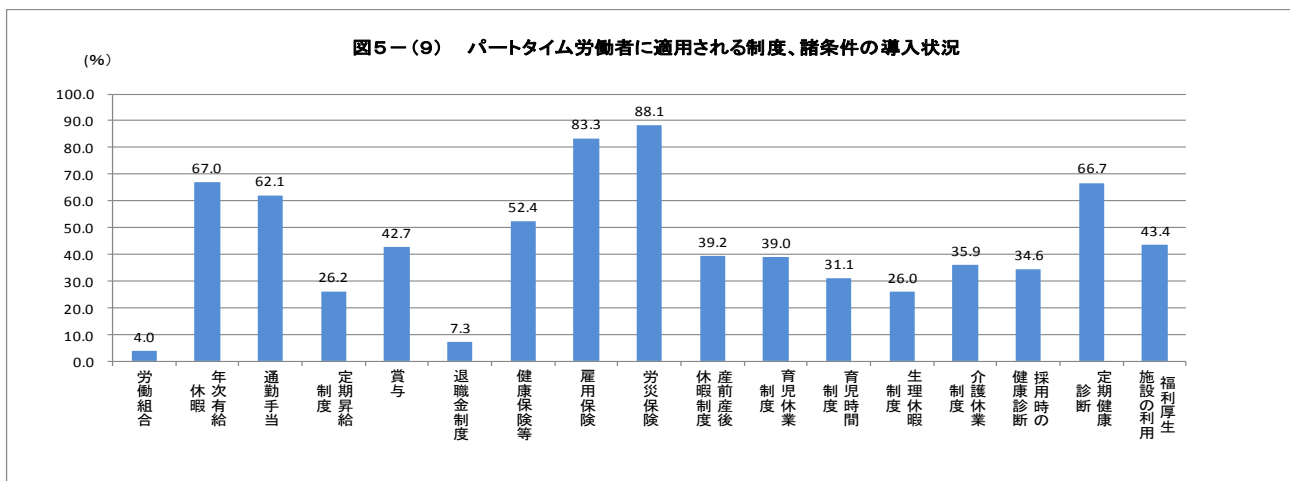
1週間の勤務日数についてみると、「5日」39.6%と最も高く、前回調査より(H21年)より1.6ポイント増加している。次いで高いのが「4日」28.8%となっている。



### (9) パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の整備状況

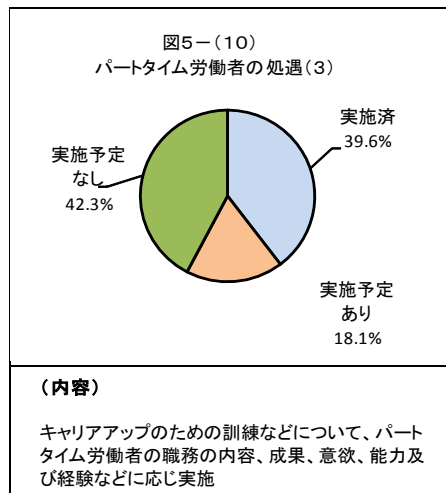
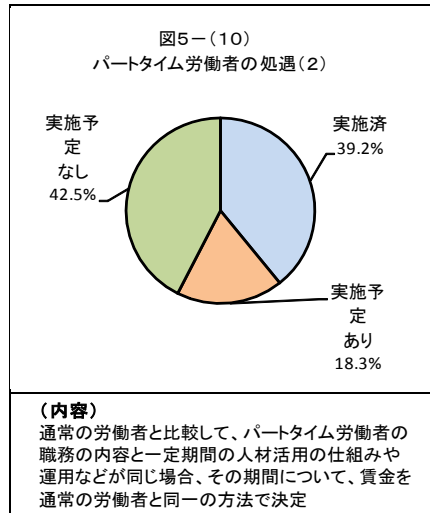
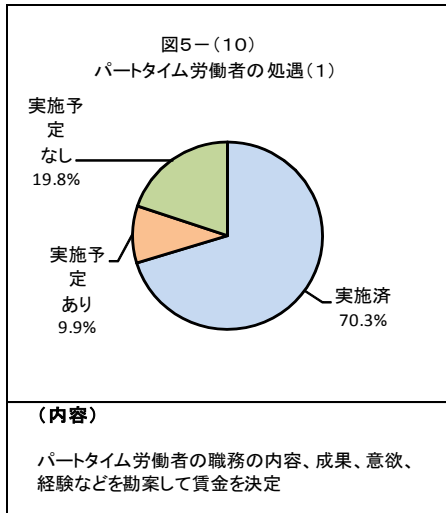
パートタイム労働者に適用される制度、諸条件の整備状況は以下のとおりとなっている。

前回調査(H21年)と比較すると、「雇用保険」、「育児休業制度」、「介護休業制度」等では2.0ポイント以上増加している一方で、「通勤手当」「生理休暇」「福利厚生施設の利用」等は前回に比べ4.0ポイント以上減少している。



## (10) パートタイム労働者の処遇

パートタイム労働法の改正（平成20年4月1日施行）に伴い、「努力義務化」されたパートタイム労働者の処遇について、項目ごとの実施状況は下図のとおりとなっている。

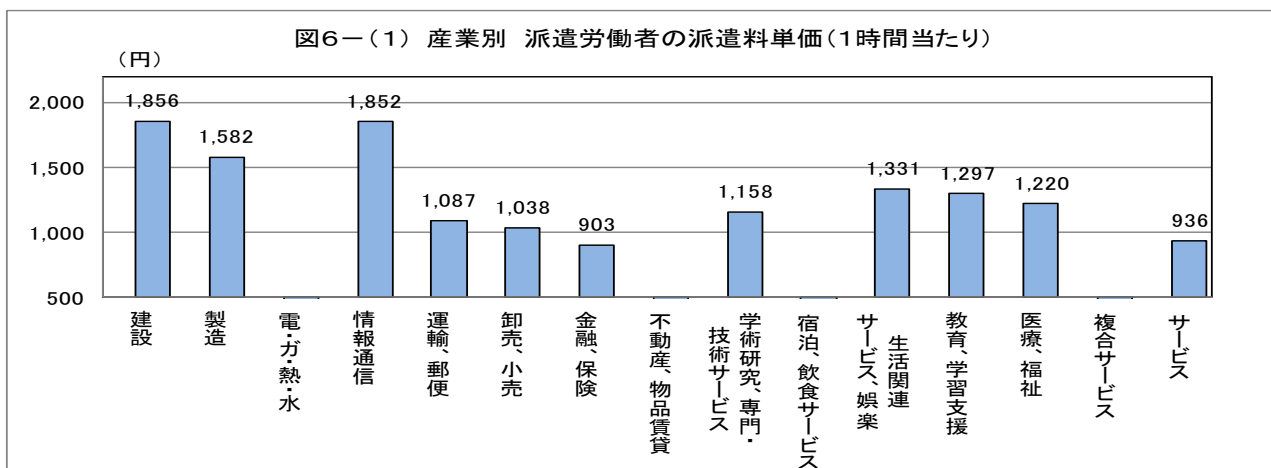
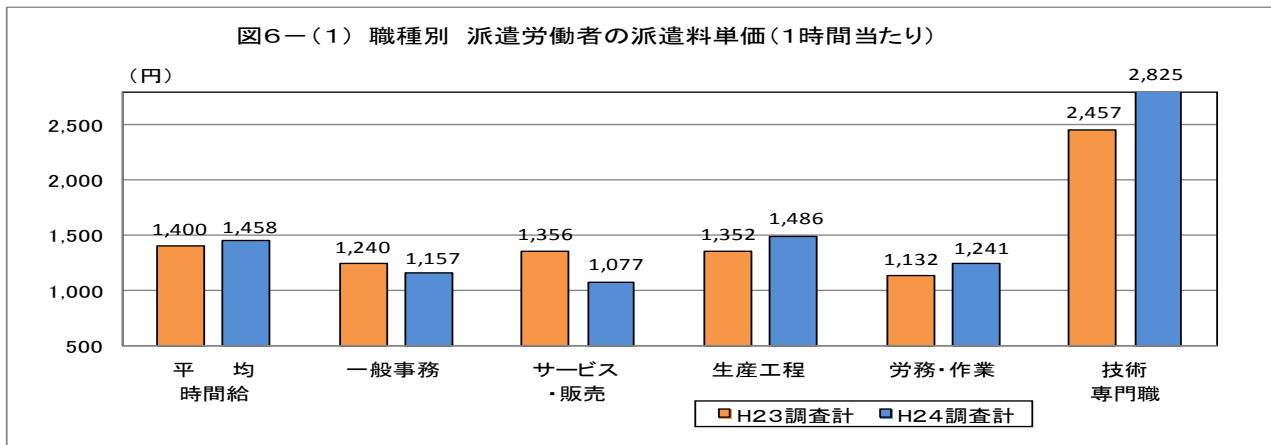


## 6 派遣労働者

### (1) 派遣料平均単価（1時間あたり）

派遣労働者の1時間あたり派遣料平均単価は1,458円で、前年調査より58円増加している。

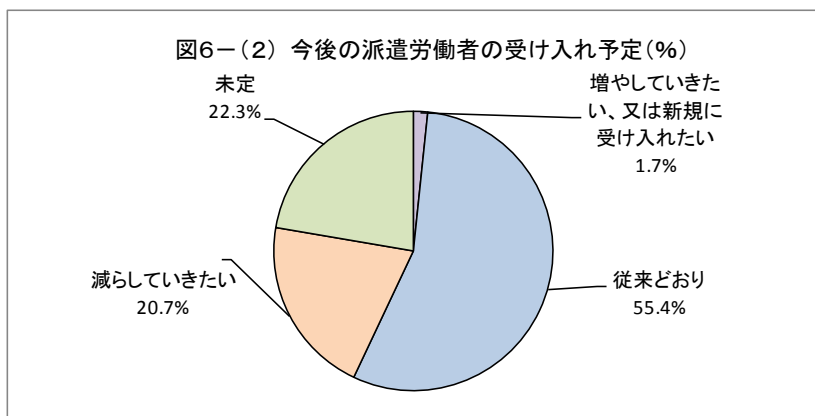
- ① 職種別にみると、「技術専門職従事者」が2,825円と最も高く、次いで「生産工程従事者」1,486円、「労務・作業」1,241円となっている。
- ② 産業別にみると、「建設業」が1,856円と最も高く、「金融業、保険業」が903円と最も低くなっている。



(注) 「電気・ガス・熱供給・水道業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「複合サービス事業」については、回答事業所が少ないため非公表

### (2) 今後の派遣労働者の受け入れ予定

今後の派遣労働者の受け入れ予定については、「従来どおり」が55.4%と最も高く、「減らしていきたい」が20.7%に対し、「増やしていきたい、又は新規に受け入れたい」は1.7%となっている。





## 7 正社員への登用制度

- ① 契約社員・期間従業員から正社員への登用制度がある事業所は41.3%となっている。「制度がある」と回答した225事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は74事業所(32.9%)であり、登用した人数は253人となっている。
- ② パートタイム労働者から正社員への登用制度がある事業所は40.6%となっている。「制度がある」と回答した221事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は49事業所(22.2%)であり、登用した人数は134人となっている。
- ③ 派遣労働者から正社員への登用制度がある事業所は12.5%となっている。「制度がある」と回答した68事業所のうち、最近1年間に登用の実績があった事業所は13事業所(19.1%)であり、登用した人数は27人となっている。

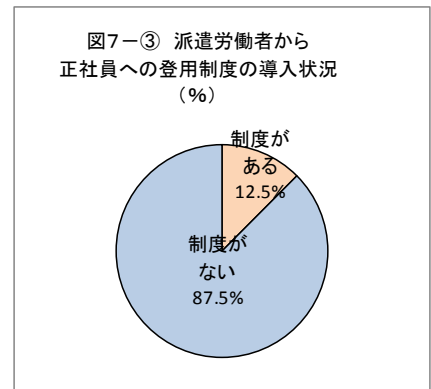
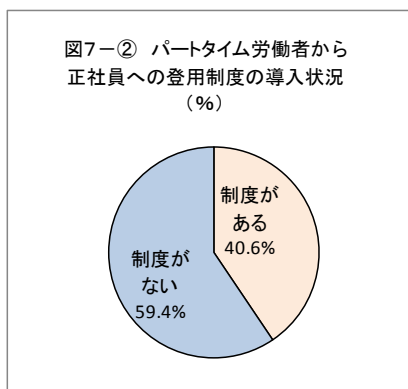
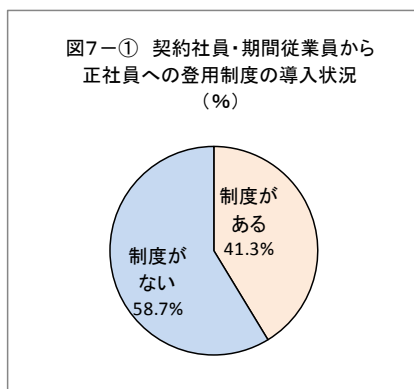
表7 正社員への登用制度の導入状況

単位:事業所(%)、人

H24調査計	回答事業所	制度がある	最近1年間の登用の実績			制度がない
			実績あり	登用した	実績なし	
契約社員・期間従業員から	545 (100.0)	225 (41.3) <100.0>	74 <32.9>	253	151 <67.1>	320 (58.7)
パートタイム労働者から	545 (100.0)	221 (40.6) <100.0>	49 <22.2>	134	172 <77.8>	324 (59.4)
派遣労働者から	545 (100.0)	68 (12.5) <100.0>	13 <19.1>	27	55 <80.9>	477 (87.5)

H23調査計	回答事業所	制度がある	最近1年間の登用の実績			制度がない
			実績あり	登用した	実績なし	
契約社員・期間従業員から	578 (100.0)	216 (37.4) <100.0>	88 <40.7>	358	128 <59.3>	362 (62.6)
パートタイム労働者から	578 (100.0)	224 (38.8) <100.0>	63 <28.1>	177	161 <71.9>	354 (61.2)
派遣労働者から	578 (100.0)	68 (11.8) <100.0>	23 <33.8>	45	45 <66.2>	510 (88.2)

(注) <>内は登用制度がある事業所についての内訳



## 8 その他

その他の特別休暇のうち、法令に定めのない独自の休暇がある事業所は、39事業所(6.4%)となっており、最も多かったのは、未消化の年次有給休暇を一定の限度で別途積立て、療養等の目的に使用できるとする休暇制度(27事業所(4.4%))で、次いで誕生日前後に休暇を付与する「バースデー休暇」(25事業所(4.1%))となっている。

※ この調査により作成された全ての統計表は、大分県庁ホームページ「おおいの労働」にてダウンロードすることができます。

URL <http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/tokei.html>